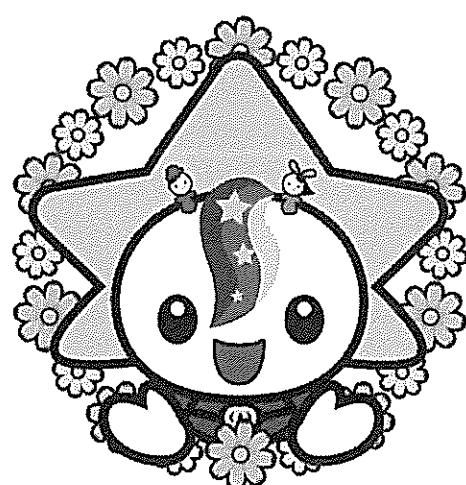


令和5年度

健康管理課
主要事業概要

茂原市市民部健康管理課



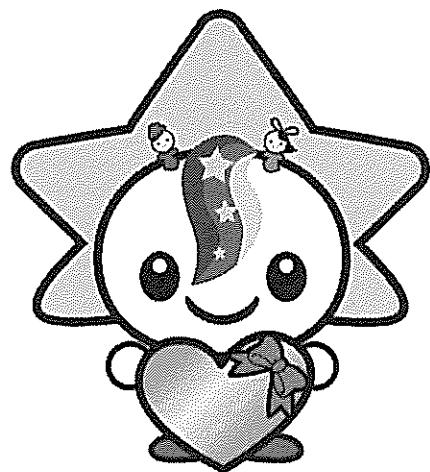
目 次

1 組織の概要	1
健康管理課の所掌事務	2
健康管理課の組織・職員数	3
健康管理課の予算	4
2 事業の概要	5
2-1 母子保健事業	5
(1) 妊娠届・母子手帳交付	6
(2) ママ・パパ教室	8
(3) 妊婦歯科検診	10
(4) 産前産後サポート事業	12
(5) 産後ケア事業	14
(6) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）及び 産前産後サポート訪問	16
(7) 妊婦健康診査・乳児健康診査および新生児聴覚検査	17
(8) 6か月児乳児相談	19
(9) 1歳6か月児健康診査	21
(10) 2歳児歯科健康診査	23
(11) 3歳児健康診査	25
(12) 子どもの生と性のライフスキル支援事業（思春期保健事業）	28
(13) 幼稚園・保育所巡回歯科指導	30
(14) 小学校・中学校歯科指導	31
(15) フッ化物洗口事業	33
(16) 特定不妊治療費等助成事業	34
(17) 養育医療事業	35
(18) 出産・子育て応援給付金	36
2-2 成人保健事業	38
(1) 特定健康診査	39
(2) 特定保健指導	40
(3) 後期高齢者健診（フレイル健診）・高齢者の保健指導事業と 介護予防の一体的実施	41
(4) 重症化予防事業	43
(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業	44
(6) もばら健幸相談	47
(7) 重複・頻回受診者訪問指導	49

(8) がん検診（対策型検診）	50
(9) その他任意型検診	53
(10) 肝炎ウイルス検診	54
(11) 骨粗しょう症予防検診	56
(12) 健幸フライデー	58
(13) 長寿会・いきいきサロン事業（高齢者健康教育・健康相談）	59
(14) 健康教育・衛生教育・職員出前講座	60
(15) 自殺対策強化事業	62
(16) 受動喫煙対策事業	65
(17) 歯周病検診	67
(18) 在宅寝たきり者等歯科保健事業	68
(19) 健康生活推進員会活動	69
(20) 骨髄移植ドナー支援事業	71
(21) 窓口相談・電話相談・家庭訪問	72

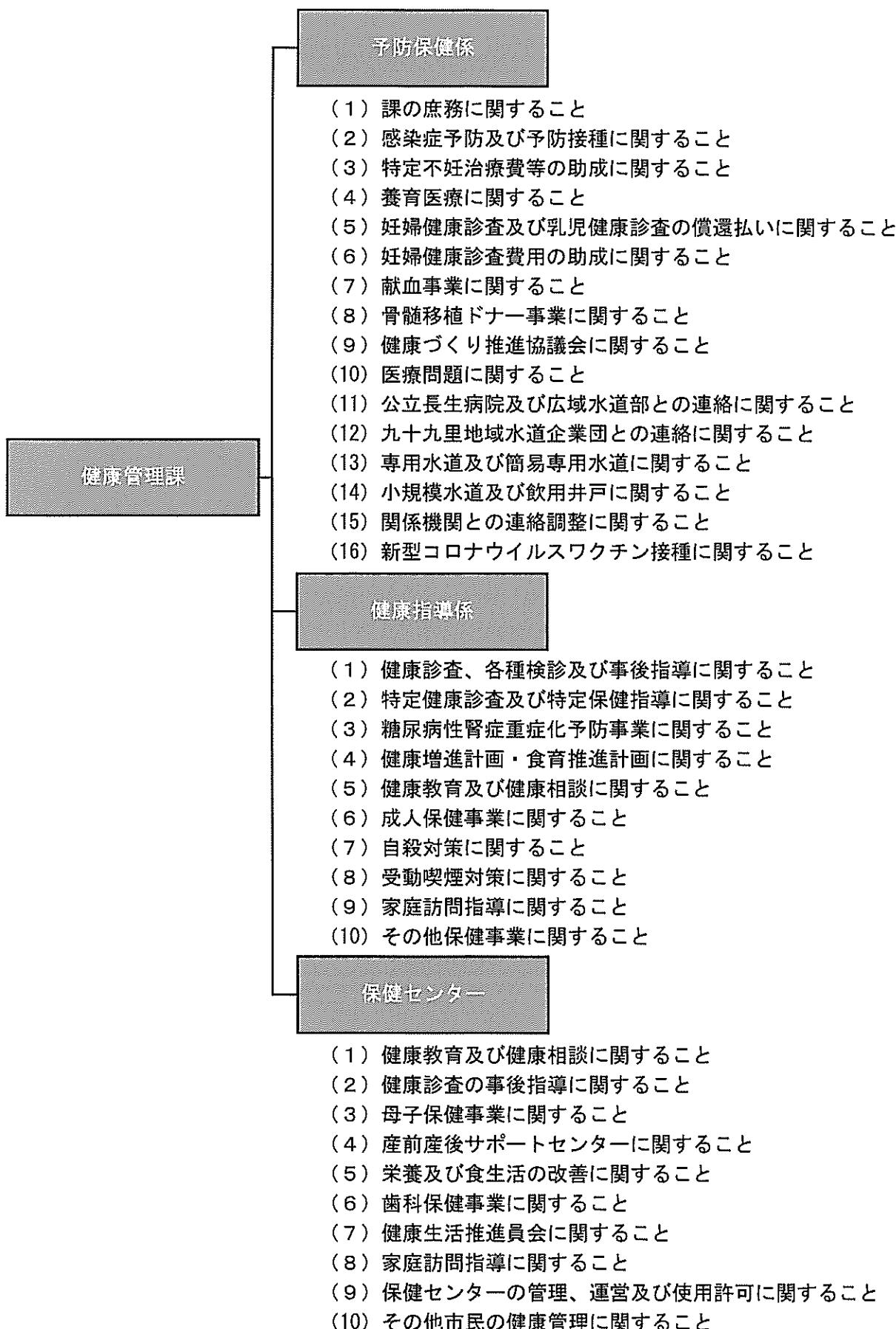
2－3 予防接種事業	74
(1) 乳幼児・学童の予防接種事業	75
(2) 高齢者の予防接種事業	79

1 組織の概要

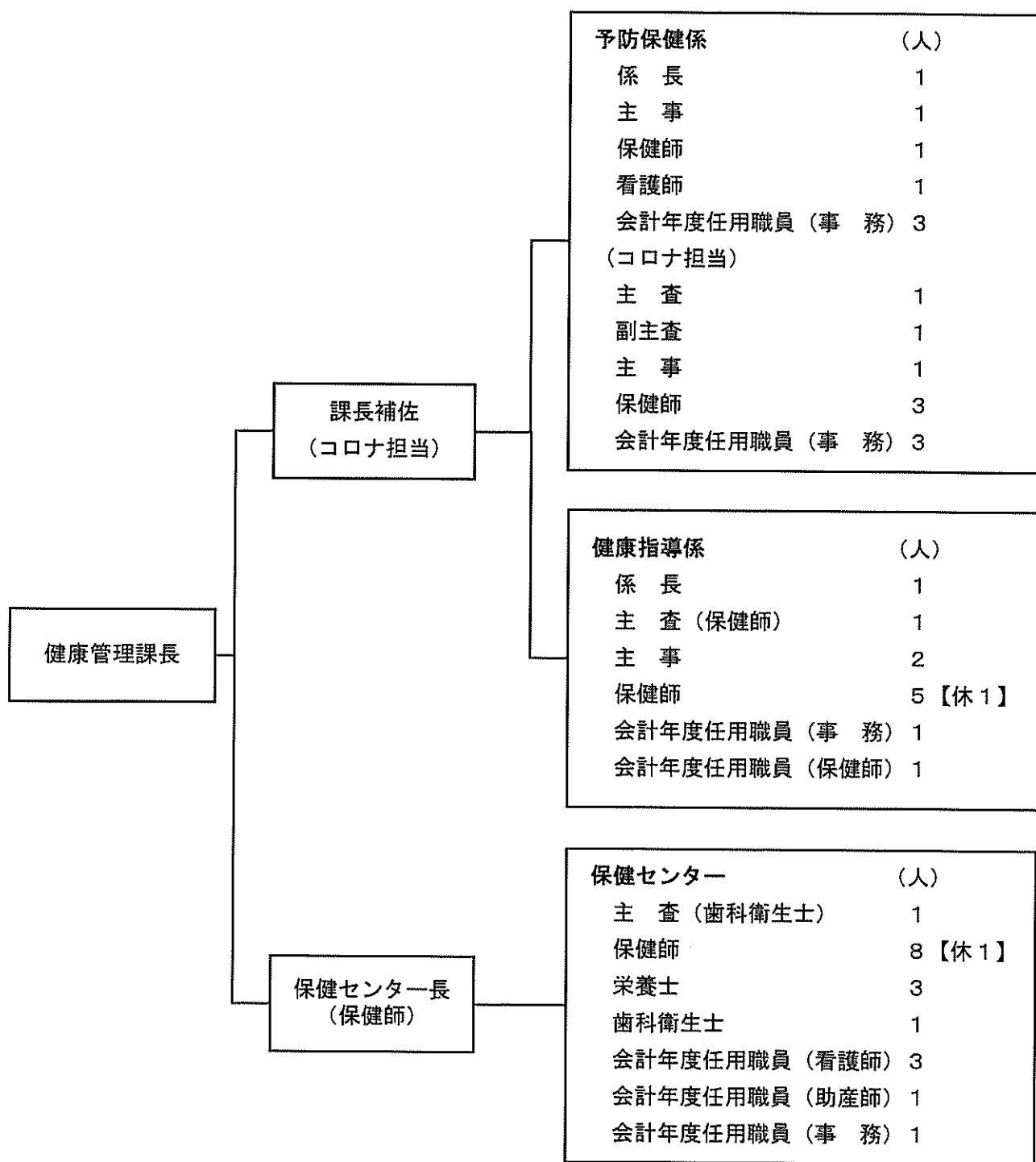


1 組織の概要

○ 所掌事務



○ 組織



○ 職員数

	事務職	保健師	看護師	栄養士	歯科衛生士	会計年度任用
健康管理課 (29)	10人	10人 (休 1人)	1人			8人
保健センター(19)		9人 (休 1人)		3人	2人	5人

○ 予 算

(単位:千円)

目 名		本年度予算額		前年度 予算額
		内 訳		
1 保健衛生総務費	1,195,447	1 一般職員人件費	305,367	315,930
		2 一般事務費	8,381	7,517
		3 負担金・補助金	881,699	881,868
2 予防費	569,269	1 予防接種事業	266,554	271,139
		2 新型コロナウイルスワクチン接種事業	302,715	327,278
3 健康管理費	239,638	1 健康診査事業	89,323	100,077
		2 健康づくり推進事業	2,749	1,485
		3 歯科健診事業	1,648	1,914
		4 母子保健事業	145,918	83,427
4 保健センター費	11,246	1 施設維持管理費	11,246	7,202
計	2,015,600			1,997,837

2 事業の概要

2-1 母子保健事業



(1)

妊娠届・母子手帳交付

1 目的

母子保健法第15条の規定により妊娠の届出をした者に対して、同第16条の規定により市町村は母子健康手帳を交付する。また、同第10条の規定により必要な保健指導を、同第17条の規定により妊娠婦の訪問指導等を実施する。

2 実施状況

(1) 実施状況

表1-1 出生数 (単位：人)

	R1	R2	R3	R4
出生数	451	446	412	408
	R1	R2	R3	R4

表1-2 母子健康手帳交付数 (単位：件)

	R1	R2	R3	R4
母子健康手帳交付数	449	410	436	415
	R1	R2	R3	R4

※妊娠届出後に転出入や流早産等があるため、出生数とは一致しない。

表1-3 表1-2 のうち外国語版母子健康手帳交付数 (単位：件)

	R1	R2	R3	R4
保健センター	14 (2.0%)	6 (1.5%)	8 (1.8%)	9 (2.2%)
合計	14 (2.0%)	6 (1.5%)	8 (1.8%)	9 (2.2%)

※ (%) = 母子健康手帳発行数に対する外国語版母子健康手帳発行数割合とする。

表1-4 妊娠届出週数 (単位：人)

	R1	R2	R3	R4	
妊娠週数	11週以内	423 (94.2%)	478 (91.7%)	413 (95.8%)	384 (93.9%)
	12～19週	20 (4.5%)	36 (6.9%)	13 (3.0%)	24 (5.9%)
	20～27週	3 (0.7%)	3 (0.6%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)
	28週以降	2 (0.4%)	3 (0.6%)	2 (0.5%)	1 (0.20.2%)
	不詳	1 (0.2%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
合計		449 (100.0%)	410 (100.0%)	431 (100.0%)	409 (100.0%)

表1-5 妊娠届出時のハイリスク妊婦数 (単位：人)

	R1	R2	R3	R4
若年妊婦 (20歳未満)	6	8	4	6
高齢初産婦 (35歳以上)	50	37	33	34
その他 ハイリスク	64	97	101	94
合計	120	142	138	134

表 1-6 特定妊婦報告数 (単位 : 人)

	R1	R2	R3	R4
特定妊婦報告数	24	22	10	15

(2) 結果及び考察

出生数は令和元年度から令和 4 年度にかけて減少傾向にある（表 1-1）。

平成 28 年 1 月 1 日より、妊娠届出は保健センターに一元化し、すべての妊婦に保健師または助産師が面接し、ケアプランを渡している。令和 5 年 3 月からは、伴走型相談支援を充実させ、「出産応援プラン」「子育て期応援プラン」にて、出産や産後の見通しがつくことで、安心して妊娠期を過ごせるように工夫した。産後の養育に心配のある特定妊婦については、支援プランを作成し、子育て支援課や医療機関等の関係機関と共有し、連携しながら支援を行った。転出した場合には、転出先市町村等にも継続支援を依頼し、切れ目のない支援に努めた。

妊娠届出の時期は、9 割は妊娠 11 週以内だが、20 週以降の届出が 1 名あった（表 1-4）。

何らかの要因により母体、胎児の生命に支障をきたす可能性がある妊婦をハイリスク妊婦とし、本市では①若年、②高齢、③その他に区分し、その他のハイリスクには、経済的困窮者、精神障害合併妊娠、虐待の既往がある等が含まれている（表 1-5）。

ハイリスク妊婦は令和 4 年度 134 件で、総数の 3 割強程度である（表 1-5）。ハイリスク妊婦は保健師が家庭訪問、病院同行等の支援を実施した。厚生労働省「子ども虐待の死亡事例等の検証結果報告について」（第 18 次報告）によると、心中以外の虐待死では 0 歳児が 65.3% と最も多く、0 歳児の月齢では 0 か月児が 50.0% と最も多い。そのため、特定妊婦（表 1-6）に対しては、把握後早急な積極的支援が必要である。令和 4 年度は、様々な要因のある妊婦が来所しており、妊娠届出数から見た特定妊婦の割合は前年度よりも増加している。市内をはじめとした産科医療機関とは連携が図れており、特定妊婦に対しては早期から情報共有しながら支援を行った。

外国語版母子健康手帳発行数（表 1-3）だが、令和元年度に例年の 2 倍となったものの、令和 4 年度は例年と同数程度になっている。発行した母子健康手帳の言語はさまざまであり、言語だけでなく複数の課題を抱えていることが多く、安心・安全に出産・子育てができるよう、統一した対応をするため、マニュアルを作成して対応している。

(3) 令和 5 年度計画

引き続き、母子健康手帳交付時、助産師または保健師が全数面接し妊婦・家族の相談に対応していく。昨年 3 月に作成した「出産応援プラン」「子育て期応援プラン」を活用し、すべての妊婦及びその家族が安心して妊娠・出産・子育てができるように支援の充実を図る。

また、出産応援給付金についても、出産・育児関連用品の準備等に活用するように周知すると共に、妊娠期から継続的に出産や育児のサポートをしていく。

(2)	ママ・パパ教室																								
1 目的																									
妊婦のいる家族を対象とし、妊娠・出産・育児期に関する知識の伝達と仲間づくりを促進し、安心して子を産み育てられるようにする。																									
2 実施状況																									
(1) 実施状況																									
表 2-1 ママ・パパ教室内容																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目 (定員 12組)</td><td> 出産準備編 <ul style="list-style-type: none"> ・お腹の中の赤ちゃんの話（赤ちゃんの発育発達について） ・陣痛・お産の時の過ごし方 ・ママと赤ちゃんの歯のお手入れ ・ママと赤ちゃんの栄養 ・ミニ防災講座 </td></tr> <tr> <td>2回目 (定員 8組)</td><td> 沐浴・妊婦体験編 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんのお風呂入れ体験 ・妊婦体験ジャケットの装着 ・パパ“力”アップミニ講座 </td></tr> <tr> <td>3回目 (定員 9組)</td><td> 授乳・抱っこ・ふれあい遊び体験編 <ul style="list-style-type: none"> ・母乳・ミルク育児の講話 ・調乳・赤ちゃんの抱っこ体験 ・赤ちゃんの心をはぐくむポイント（平日：ママの回） ・父親になることを楽しもう（土曜：パパの回）他 </td></tr> </tbody> </table>			内容	1回目 (定員 12組)	出産準備編 <ul style="list-style-type: none"> ・お腹の中の赤ちゃんの話（赤ちゃんの発育発達について） ・陣痛・お産の時の過ごし方 ・ママと赤ちゃんの歯のお手入れ ・ママと赤ちゃんの栄養 ・ミニ防災講座 	2回目 (定員 8組)	沐浴・妊婦体験編 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんのお風呂入れ体験 ・妊婦体験ジャケットの装着 ・パパ“力”アップミニ講座 	3回目 (定員 9組)	授乳・抱っこ・ふれあい遊び体験編 <ul style="list-style-type: none"> ・母乳・ミルク育児の講話 ・調乳・赤ちゃんの抱っこ体験 ・赤ちゃんの心をはぐくむポイント（平日：ママの回） ・父親になることを楽しもう（土曜：パパの回）他 																
	内容																								
1回目 (定員 12組)	出産準備編 <ul style="list-style-type: none"> ・お腹の中の赤ちゃんの話（赤ちゃんの発育発達について） ・陣痛・お産の時の過ごし方 ・ママと赤ちゃんの歯のお手入れ ・ママと赤ちゃんの栄養 ・ミニ防災講座 																								
2回目 (定員 8組)	沐浴・妊婦体験編 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんのお風呂入れ体験 ・妊婦体験ジャケットの装着 ・パパ“力”アップミニ講座 																								
3回目 (定員 9組)	授乳・抱っこ・ふれあい遊び体験編 <ul style="list-style-type: none"> ・母乳・ミルク育児の講話 ・調乳・赤ちゃんの抱っこ体験 ・赤ちゃんの心をはぐくむポイント（平日：ママの回） ・父親になることを楽しもう（土曜：パパの回）他 																								
表 2-2 ママ・パパ教室参加者数（単位：人）																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦人数</td><td>37</td><td>108</td><td>119</td></tr> <tr> <td>夫人数</td><td>26</td><td>90</td><td>98</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>66</td><td>199</td><td>220</td></tr> <tr> <td>夫参加率</td><td>70.3%</td><td>83.3%</td><td>82.4</td></tr> </tbody> </table>			R2	R3	R4	妊婦人数	37	108	119	夫人数	26	90	98	その他	3	1	3	合計	66	199	220	夫参加率	70.3%	83.3%	82.4
	R2	R3	R4																						
妊婦人数	37	108	119																						
夫人数	26	90	98																						
その他	3	1	3																						
合計	66	199	220																						
夫参加率	70.3%	83.3%	82.4																						
1コース全3回（4クール）：平日2クール（2回目は午後も内容を短縮して開催） 土曜2クール																									
※臨時回（2月・3月）：2回目の内容を短縮したものを開催																									
(2) 結果及び考察																									
近年感染症の影響で産科医療機関での両親学級が中止となっている影響で、ここ数年で2回目の沐浴指導については申込数が超過するため、追加で平日開催の午後に内容を短縮して開催した。その他、助産師相談や個別対応することで、夫婦で沐浴体験することで安心して産後が迎えられるよう支援した。追加した午後の回で対応した人数は、妊婦6名、パートナー6名であった。助産師相談では妊婦10名、パートナー9名であった。個別対応は9件であった。																									
しかし、4クール目2回目の申込数が多く、急遽臨時回として2回目の内容を短縮したものを作成し、2月と3月に1回ずつ開催した。臨時回では妊婦12名、パートナー10名を対応し、臨時回の都合がつかなかった方には1・2・3回目の講義内容をまとめた動画の限定配信を案内した（2件）。																									

前年度以上に参加者が超過したため、参加希望者全員に対して安心して妊娠・出産・子育てが迎えられるよう、感染症状況を考慮しながら定員数の増員について検討していく必要がある。教室に案内できなかった参加者からは、沐浴体験だけでも対応してもらえてよかったですと満足度は高い。また、参加後のアンケートより、3回目の「パパになることを楽しもう」についての関心が高いことがわかった。平日も夫の参加率が高いこともあり、次年度は回目の内容をパパの回に統一していく。ママの回で実施していた内容については、別事業で実施できるように検討していく。

(歯科について)

妊娠中の口腔管理は出産や生まれてくる児の口腔環境にも影響があるため、口腔ケアや検診の重要性を周知するとともに市で実施している妊婦歯科検診につなげたい。また、パートナーの参加が多いため、妊婦とともに口腔内の衛生に対し、関心を高めてもらうことと同時に、生まれてくる児の口腔衛生についても知識をつけてもらうよう講話をを行い、歯科疾患予防のための動画配信についてもPRした（図2-1）。



図2-1



(栄養について)

胎児への酸素と栄養の運搬は、母体の胎盤を介し血液で行っている。妊婦の食事は胎児にも大きな影響を与えるため、妊娠中に望ましい食生活を送ることは母体と胎児にとっても重要となる。令和3年3月に「妊娠婦のための食生活指針」が「妊娠前からはじめる妊娠婦のための食生活指針」と改定されたことを踏まえながら、望ましい食生活、妊娠中に気をつけたい食品、適切な体重増加などについて指導した。

(3) 令和5年度計画

どの回も需要が高いため、感染症対策を継続し、定員数を増員していく。追加で開催していた沐浴指導の回（平日2回目の午後）は廃止し、定員を超過した場合は、引き続き助産師相談や個別対応し、また動画配信を活用しながら、多くの希望者が実技体験や講義を受講できるよう工夫して対応していく。

今後も実技体験を多く取り入れ、夫婦で協力して子育てをするイメージを持てるよう工夫し、子育てへの不安解消につなげていく。

表2-3 ママ・パパ教室計画内容

	内容
1回目 (定員16組)	出産準備編 ・お腹の中の赤ちゃんの話（赤ちゃんの発育発達について） ・陣痛・お産時の過ごし方 ・ママと赤ちゃんの歯のお手入れ ・ママと赤ちゃんの栄養 ・ミニ防災講座
2回目 (定員16組)	沐浴・妊婦体験編 ・赤ちゃんのお風呂入れ体験 ・妊婦体験ジャケットの装着 ・パパ“力”アップミニ講座 他
3回目 (定員12組)	授乳・抱っこ・ふれあい遊び体験編 ・母乳・ミルク育児の講話 ・調乳・赤ちゃんの抱っこ体験 ・父親になることを楽しもう（パパの回） ・ママ・パパの質問回答コーナー

(3)

妊婦歯科検診

1 目的

歯周病は早産や低体重児出産のリスクを高めるといわれており、妊産婦自身の口腔及び全身の健康維持を図るとともに、自身の口腔に关心を持ち、理解を深めることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

実施回数：年3回（6月・10月・2月実施）

内 容：歯科医師による口腔内検診、歯周組織の状況、歯科衛生士による個別ブラッシング指導、歯科保健指導

受 診 者：28人（令和3年度 16人）

(2) 結果及び考察

表3-1 結果内訳（単位：人）

	異常なし	要指導	要精検
人数	11	7	10
内訳			
	歯肉出血 1 歯石付着 6	う蝕 9 その他 1	

表3-2 拠助道具の使用率（単位：%）

	令和3年	令和4年
補助道具の使用 (%)	50.0	50.0

受診者は昨年より12名増加し、28名であった。妊婦のパートナーに対しても受診を促し、1名が受診した。

マスクを外す時間を減らすために6月、10月はむし歯リスクテスト、歯肉潜血テスト、歯みがきの実習は行わなかったが、2月は歯肉潜血テストを実施し、検査結果を目視できるようにした。

歯科検診の結果は半数が異常なしで、要指導は歯石付着が多く6名であった。要精検はう蝕の治療9名という内訳であった（表3-1）。

図3-1 一人平均歯数と一人平均う歯数の経年比較

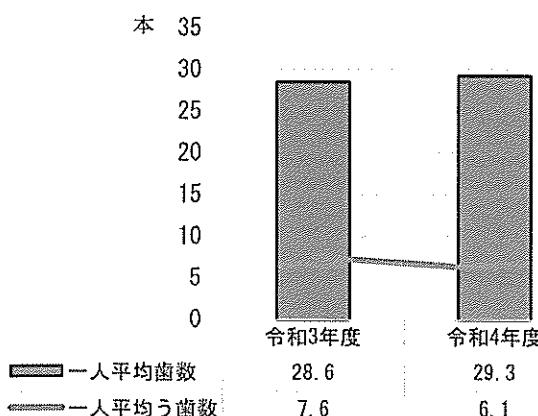
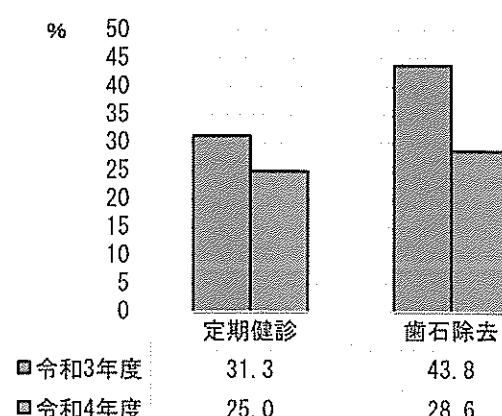


図3-2 定期健診および歯石除去の経年比較



要治療のうち出産前に治療できるものについては受診勧奨し、産後の治療でもよいものについては助言指導した。また、補助道具を使用している人は 50.0%と昨年と同率であった（表 3-2）。

一人平均歯数は 29.3 本で昨年より 0.7 本増加、一人平均う歯数は 6.1 本で昨年より 1.5 本減少した（図 3-1）。また、定期的に検診を受けているものは 25%、歯石除去をしているものは 28.6% と昨年度と比較すると減少傾向であった（図 3-2）。妊娠期における歯科疾患は出産前から産後まで影響を及ぼすこともあるため、検診を受け、自身の口腔内の状態を把握し、口腔清掃や生活習慣を見直すきっかけ作りとした。

（3）令和 5 年度計画

コロナ前と同様に実習を再開しながら年 3 回実施する。

また、広報、ポスター、チラシ等で周知を図るとともに、動画配信により妊娠中の口腔ケア、乳児の口腔について情報提供をする（図 3-3）。

図 3-3



1 目的

茂原市総合戦略施策の基本目標の一つである、「結婚・妊娠・出産・子育てを応援するまち」の実現のため、平成27年12月1日に保健センター内に「産前産後サポートセンター」を開設した。妊娠前から出産・育児期までの切れ目のない支援を行い、妊娠婦の孤立感を解消し、男性には父親になる意識を高め、家族みんなで不安なく出産・子育てできることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表4-1 産前産後サポート事業参加者数 (R4.4~R5.3) (単位:人)

内容	人数
ままのわ（ねんね編、はいはい編）	64
ままのわミニセミナー（離乳食編、卒乳編、小児救急編、災害編） ※感染症対策として、後日オンデマンド配信による参加5人を含む。	97
ままのわオンライン離乳食セミナー（離乳食初期編、中期編）	8
助産師相談	30
妊婦相談	409
育児相談（計測含む）	1,133
計	1,741

※参考：もばぴよ 375人

(2) 結果及び考察

産前産後サポートセンターは、妊娠前から産後育児に関する相談や、乳幼児の計測、母親同士の交流会の場として活用されている。令和3年8月から、専任の助産師が2名体制となり、定例の助産師相談日以外にも随時、電話や面接（予約制）で母乳や育児相談に対応できる体制を整えることができた。新型コロナウイルスの感染者が増加した時期には集団型の実施を中止またはオンラインでの実施とした。感染症対策のため、オンライン会議アプリを利用した各種教室や相談事業を実施することができ、妊娠・出産・子育てに関する不安の解消や孤立化防止に努めることができた。

「ままのわオンライン離乳食セミナー」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度に乳児相談の離乳食の試食コーナーを中止したことから開始した。早めに離乳食の知識を習得したいという声があり、「離乳食開始編」を妊婦も含めて対象とし、離乳食の進め方と調理方法について生配信を行い、疑問や不安の解消に努めた。また、遊び食べ等の相談が多い離乳食中期についても「離乳食中期編」として開催したが、申し込みが少なく中止することが多かった。

「災害編」は、防災士による講演と市防災対策課の協力のもと、防災グッズ等の紹介や市ハザードマップの活用方法について説明を行い、避難所体験もできるように工夫した。

「小児救急編」では、長生都市医師会や長生都市消防本部の協力にて、長生都市の救急医療体制や子どもの急病時の対応法、子どもの心肺蘇生法を実施した。当日に参加できなかった家族も後日視聴できるようオンデマンド配信を取り入れ、災害や救急について改めて考えるきっかけづくりとなつた。

(3) 令和5年度計画

令和5年度も妊産婦相談・育児相談に加え、子育て中の母親が育児に関する悩みや不安を共有できる「ままのわ」を実施する。ミニセミナーについても、引き続きニーズが高いテーマで、「離乳食編」「卒乳編」「災害編」「小児救急編」を実施する。また、参加者の希望に沿った臨機応変な対応ができるよう、動画配信やオンラインでの開催についても継続する。

今後も、妊産婦等が積極的に交流できる場を設け、育児不安の緩和や子育てが孤立しないように支援し、必要な知識を習得できる機会をつくる。助産師相談も継続して実施し、あらゆる世代の女性の健康相談を気軽に相談できるようにする。

思春期世代には、思春期保健事業にて産前産後サポートセンターについて周知し、思いがけない妊娠や身体の変化に伴う悩みについての相談先となるよう、発信していく。

(5)	産後ケア事業																								
1 目的																									
生後1年までの母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的とする。																									
2 事業内容等																									
表 5-1 事業内容																									
<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>①市内に在住 ②親族等から産後に家事や育児の援助が受けられない方 ③心身の不調があり育児不安の強い母親</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td>母子手帳交付時チラシ配布 市ウェブサイト 産院へのポスター掲示</td> </tr> <tr> <td>サービス内容</td> <td>母親のケア：母体の休息、健康管理、心身のケア（母乳のケア含む） 児のケア：健康管理、沐浴などのケア 育児相談、授乳指導など</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>宿泊型及び日帰り型併せて7日以内 訪問型7日以内（宿泊型・日帰り型は合算しない）</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>宿泊型：産後30日まで 日帰り型：産後4か月まで 訪問型：産後1年まで</td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td>宿泊型：2,500円（市町村民税非課税世帯：1,250円） 日帰り型：1,800円（市町村民税非課税世帯：900円） 訪問型：1,000円（市町村民税非課税世帯：500円、生活保護世帯：0円）</td> </tr> <tr> <td>実施施設</td> <td>（宿泊型・日帰り型）育生医院・作永産婦人科 （訪問型）hahatoco母乳育児相談室いのうえ助産院・季美の森母乳育児相談室・ハッピーマンマ羽鳥助産院</td> </tr> </table>		対象者	①市内に在住 ②親族等から産後に家事や育児の援助が受けられない方 ③心身の不調があり育児不安の強い母親	周知方法	母子手帳交付時チラシ配布 市ウェブサイト 産院へのポスター掲示	サービス内容	母親のケア：母体の休息、健康管理、心身のケア（母乳のケア含む） 児のケア：健康管理、沐浴などのケア 育児相談、授乳指導など	利用期間	宿泊型及び日帰り型併せて7日以内 訪問型7日以内（宿泊型・日帰り型は合算しない）	対象期間	宿泊型：産後30日まで 日帰り型：産後4か月まで 訪問型：産後1年まで	自己負担額	宿泊型：2,500円（市町村民税非課税世帯：1,250円） 日帰り型：1,800円（市町村民税非課税世帯：900円） 訪問型：1,000円（市町村民税非課税世帯：500円、生活保護世帯：0円）	実施施設	（宿泊型・日帰り型）育生医院・作永産婦人科 （訪問型）hahatoco母乳育児相談室いのうえ助産院・季美の森母乳育児相談室・ハッピーマンマ羽鳥助産院										
対象者	①市内に在住 ②親族等から産後に家事や育児の援助が受けられない方 ③心身の不調があり育児不安の強い母親																								
周知方法	母子手帳交付時チラシ配布 市ウェブサイト 産院へのポスター掲示																								
サービス内容	母親のケア：母体の休息、健康管理、心身のケア（母乳のケア含む） 児のケア：健康管理、沐浴などのケア 育児相談、授乳指導など																								
利用期間	宿泊型及び日帰り型併せて7日以内 訪問型7日以内（宿泊型・日帰り型は合算しない）																								
対象期間	宿泊型：産後30日まで 日帰り型：産後4か月まで 訪問型：産後1年まで																								
自己負担額	宿泊型：2,500円（市町村民税非課税世帯：1,250円） 日帰り型：1,800円（市町村民税非課税世帯：900円） 訪問型：1,000円（市町村民税非課税世帯：500円、生活保護世帯：0円）																								
実施施設	（宿泊型・日帰り型）育生医院・作永産婦人科 （訪問型）hahatoco母乳育児相談室いのうえ助産院・季美の森母乳育児相談室・ハッピーマンマ羽鳥助産院																								
(1) 実施状況																									
表 5-2 令和4年度実績																									
<table border="1"> <tr> <td>利用決定者数</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>33名 (うち10名は前年度決定者)</td> </tr> </table>		利用決定者数	33名	利用者数	33名 (うち10名は前年度決定者)																				
利用決定者数	33名																								
利用者数	33名 (うち10名は前年度決定者)																								
表 5-4 サービス別人数 (n=35) 併用利用3名含																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">宿泊型</th> <th colspan="2">日帰り型</th> <th colspan="2">訪問型</th> </tr> <tr> <th>実</th> <th>延</th> <th>実</th> <th>延</th> <th>実</th> <th>延</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>25</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>28</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊型		日帰り型		訪問型		実	延	実	延	実	延	5	25	3	4	28	100						
宿泊型		日帰り型		訪問型																					
実	延	実	延	実	延																				
5	25	3	4	28	100																				
表 5-3 利用者別内訳 (実) (n=20)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊型</th> <th>日帰り型</th> <th>訪問型</th> <th>併用利用</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初産婦</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>経産婦</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>			宿泊型	日帰り型	訪問型	併用利用	計	初産婦	3	0	16	2	21	経産婦	1	1	10	0	12	計	4	1	26	2	33
	宿泊型	日帰り型	訪問型	併用利用	計																				
初産婦	3	0	16	2	21																				
経産婦	1	1	10	0	12																				
計	4	1	26	2	33																				
表 5-5 産後ケア利用後の状況 (n=17)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">終結</th> <th colspan="3">要支援 5名</th> </tr> <tr> <th>地区担当 保健師</th> <th>産後 サポート 訪問</th> <th>他機関 支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		終結	要支援 5名			地区担当 保健師	産後 サポート 訪問	他機関 支援	12	5	0	0													
終結	要支援 5名																								
	地区担当 保健師	産後 サポート 訪問	他機関 支援																						
12	5	0	0																						
(2) 結果及び考察																									
利用決定数は33名（うち妊娠中申請11名、産後申請22名）、年度内に利用した者は23名、前年度利用決定した者10名を含めると計33名の利用があった。利用者別内訳は、初産婦が20名、経産婦が13名だった。																									
母子保健法の改正に伴い、令和3年4月1日から産後ケア事業の対象が産後1年までの母子に拡大されたこと等により、近隣助産院へ委託し、訪問型を開始した。																									
これにより経産婦の申請が、令和2年度が5名、令和3年度は15名、令和4年度は10名と「訪問型」のサービスは経産婦のニーズを補完できたと思われる。																									

また、コロナ禍において自宅で安心して、乳房トラブルへのケアや、授乳の方法を専門的な立場から助言を得られたことは、母子の孤立化や、育児不安を解消できたものと思われる。

親族等から支援を得られない理由としては、本人や夫の家族が就労している、遠方であり、コロナ禍の中、里帰りや産後の協力などのため往来ができず、支援が得られないという状況がみられた。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置、まん延防止等重点措置、感染者数の増加などにより、施設型について産後ケア事業が感染症拡大防止のため一時的に利用を制限することが続き、宿泊型や日帰り型を希望していた産婦が、やむなく訪問型に利用を変更したというケースも目立った。

終了者 17 名のうち、5 名は利用前の育児手技等の不安については概ね解消できているようだが、十分な支援が得られない中での産婦の育児負担や家族関係のストレスなどについては、根本的な問題が解決できず、支援が引き続き必要とされている（表 5-5）。

必要に応じて、産後サポート訪問等と組み合わせるなどし、重層的に産婦の支援を行っていく事が引き続き求められている。

また、施設型と訪問型を併用して利用している産婦が 3 名いた。このように、産科医療機関と委託助産院との連携が不可欠であり、昨年度に引き続きオンライン形式で、「産後ケア事業実績報告会及び情報交換会」を行った。茂原市長生郡医師会、委託産科医療機関と助産院、長生管内町村担当者、保健所等が参加し、実績報告、事例検討や、情報交換を行う事ができた。産後ケアに携わる専門職と、地域が顔の見える関係となり、横のつながりを通して、より一層サービスの質を向上させていくことができたと思われる。

（3）令和 5 年度計画

申請した利用者が安心して、産後ケア事業を受けられるよう、委託産科医療機関及び助産院との情報連携を行い、サービスの質の充実に努める。

また、流産や死産を経験した女性を対象に、訪問型の活用について、丁寧に案内していきたい。

表 5-6 事業内容

対象者	①市内に在住 ②親族等で産後、育児や家事の援助が受けられない方 ③心身の不調があり育児不安の強い母親
周知方法	母子手帳交付時チラシ配布 市ウェブサイト 産院へのポスター掲示
サービス内容	母親のケア：母体の休息、健康管理、心身のケア（母乳のケア含む） 児のケア：健康管理、沐浴などのケア 育児相談、授乳指導など
利用期間	宿泊型及び日帰り型併せて 7 日以内 / 訪問型 7 日以内
対象期間	宿泊型：産後 30 日まで 日帰り型：産後 4 か月まで 訪問型：産後 1 年まで
自己負担額	宿泊型：2,500 円（市町村民税非課税世帯：1,250 円） 日帰り型：1,800 円（市町村民税非課税世帯：900 円） 訪問型：1,000 円（市町村民税非課税世帯：500 円）
実施施設	宿泊型・日帰り型：育生医院・作永産婦人科 訪問型：Hahatoco いのうえ助産院・季美の森母乳育児相談室 ハッピーマンマ羽鳥助産院

(6)	赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）及び産前産後サポート訪問																																												
1 目的																																													
妊産婦の異常、疾病等の早期予防及び早期発見の徹底を期するとともに、新生児等の発育、栄養、疾病予防、養育環境等に関し、適切な指導を実施することにより、母子の心身状態等を的確に把握し必要な支援に結びつける。（母子保健法第11条、第17条及び第19条並びに児童福祉法第21条の10の2）																																													
2 事業内容等																																													
(1) 実施状況																																													
※平成29年度から子育て支援課が実施しているこんにちは赤ちゃん訪問事業と統合し、赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）。																																													
表 6-1 赤ちゃん訪問実施者数（単位：人）																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>産婦</th> <th>新生児</th> <th>乳児</th> <th>未熟児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>459</td> <td>203</td> <td>216</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>407</td> <td>224</td> <td>162</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>408</td> <td>240</td> <td>125</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>		産婦	新生児	乳児	未熟児	R2	459	203	216	40	R3	407	224	162	25	R4	408	240	125	43	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">妊婦</th> <th colspan="2">産婦</th> </tr> <tr> <th>実</th> <th>延</th> <th>実</th> <th>延</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>31</td> <td>79</td> <td>110</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>21</td> <td>34</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>		妊婦		産婦		実	延	実	延	R2	31	79	110	178	R3	15	30	34	88	R4	21	34	10	14
	産婦	新生児	乳児	未熟児																																									
R2	459	203	216	40																																									
R3	407	224	162	25																																									
R4	408	240	125	43																																									
	妊婦		産婦																																										
	実	延	実	延																																									
R2	31	79	110	178																																									
R3	15	30	34	88																																									
R4	21	34	10	14																																									
(2) 結果及び考察																																													
【赤ちゃん訪問】																																													
特定妊婦やハイリスク妊婦としたケースは職員が訪問し、それ以外のケースは相談員が実施している。令和4年度は対象家庭に全数訪問できている。																																													
赤ちゃん訪問実施後、産後の育児不安がある産婦は産前産後サポート訪問につなげている。																																													
【産前産後サポート訪問】																																													
産前産後サポート訪問とは、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦などに対して、保健師や助産師の専門家による相談支援を訪問にて行うものである（表6-2参照）。																																													
妊娠中は産後の育児環境の準備支援などを行い、安心して妊娠期を過ごせるよう支援した。産後は、育児不安を持つ産婦を訪問支援した。特に授乳に関して不安の高い産婦に関しては助産師が訪問し、児の体重計測や授乳に関しての助言を行った。																																													
十分な準備をして出産を迎えることができなかった家庭や、周囲の支援を十分に受けられない状況にある家庭もあり、今後も妊娠中から産後にかけての支援が求められている。																																													
(3) 令和5年度計画																																													
赤ちゃん訪問については、伴走型相談支援としても位置付けられ、産後の不安や悩みなどについて傾聴すると共に、一体型で実施する子育て応援給付金を活用し、必要な子育て支援サービス等につなぎ、産婦と児が健やかに安心して地域で生活していくように支援していく。																																													
産前産後サポート訪問については、妊娠期から子育て期にかけて、安心して過ごせるように不安に寄り添いながら助産師等が訪問して支援していく。																																													

(7)

妊婦健康診査・乳児健康診査および新生児聴覚検査

1 目的

(1) 妊婦健康診査・乳児健康診査

母子保健法第13条の規定により、妊婦及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦・乳児に対し健康診査を実施する。

(2) 新生児聴覚検査

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるよう目的に検査事業を実施する。

2 事業内容等

(1) 実施状況

妊婦健診受診回数10回以上の割合を85%、乳児健診受診率90%を目指した。国の指針に基づき、県内統一で公費負担額・受診回数・健診内容が決められ、健康診査委託単価については、毎年、千葉県市長会にて決定される。令和4年度公費負担額・受診回数は妊婦健康診査が1人につき最大109,000円（最大14回）であり、乳児健康診査は1人につき1回あたり6,550円（全2回）となっている。県外の医療機関を受診された場合は償還払い制度がある。また、平成30年度から、妊婦の経済的負担の軽減を目的とし、市独自で妊婦健診費用における自己負担金の助成を始めている。

妊婦・産婦に対し妊娠届出時や6か月乳児相談時、健康診査に対する意識を高め、受診率の向上を図った。また、ハイリスク妊婦・特定妊婦に対しては、妊婦健診受診状況を隨時確認し、必要に応じて保健指導を行った。

新生児聴覚検査は令和3年4月1日生まれの新生児から県内統一で助成を開始している。新生児聴覚検査の内容・必要性を妊娠届出時に説明し、受診率の向上を図った。

表7-1 令和4年度妊婦健診受診回数別受診者数（単位：件）

0回	1—3回受診		4—9回受診		10回以上受診
飛び込み出産数	受診者数	うち転入者数	受診者数	うち転入者数	受診者数
0(%)	0(0%)	0	41(10.0%)	7	369(90.0%)

対象者は、410人。令和4年度に出生し、赤ちゃん訪問にて把握した受診回数を計上（里帰り中の訪問も含む）。

表7-2 令和4年度乳児健診受診券（2回分）の利用状況（単位：人）

券種	3—6か月	9—11か月
対象者数	456	430
利用者数	408(89.5%)	343(79.8%)

乳児健康診査の対象者数は886人（3—6か月は令和3年9月1日生～令和4年8月31日生456人（転出入含む）、9—11か月は令和3年4月1日～令和4年3月31日生430人（転出入含む））であった。

表7-3 令和4年度新生児聴覚検査受診状況と検査結果（単位：人）

対象者数	受診者数（受診率）		
	うち精密検査対象数		
408	400(98.0%)	2	うち要治療
			0

(2) 結果及び考察

妊婦健康診査を 10 回以上受けた方の割合は 90. % であった（表 7-1 参照）。ほとんどの妊婦は標準的な受診間隔で妊婦健康診査を受けているが、そうでない妊婦の背景には、望まない妊娠や費用が払えないという経済的問題等があり、地区担当保健師が産科医療機関等と連携し面接及び訪問指導を行った。市独自に行っている妊婦健康診査費用における自己負担金の助成について、令和 3 年度は 360 件、令和 4 年度は 383 件と増加している。

また、令和元年度から産前産後サポートセンターに専任助産師が配属されたことにより、妊娠後期に電話にて妊婦健康診査の受診状況や出産に向けて不安等の聞き取りを行い、安心して出産に臨めるように支援を行っている。

乳児健康診査の利用率については「3-6 か月」の利用率が 89. 5%、「9-11 か月」の利用率は 79. 8% とともに令和 3 年度と比較し低下した。その理由として、新型コロナウイルス感染症を懸念し受診を控えた可能性が考えられる。医師が成長発達を確認する重要な健診であるため、受診の必要性を伝え利用を促せるよう、引き続き赤ちゃん訪問や 6 か月児乳児相談の個別指導時に周知を行っていく。

新生児聴覚検査の受診状況は、表 7-3 のとおりで、受診率は 98. 0% であった。

妊婦健康診査・乳児健康診査・新生児聴覚検査については、引き続き必要性を各対象者に説明し、受診を促していく必要がある。また、妊婦健康診査費用の助成制度についても周知をしていく。

(3) 令和 5 年度計画

令和 5 年度公費負担額・受診回数は、妊婦健康診査が 1 人につき最大 109, 000 円（最大 14 回）、乳児健康診査は 1 人につき 1 回あたり 6, 572 円（全 2 回）となっている。前年度に引き続き、妊娠届出時に妊婦健康診査、乳児健康診査それぞれの重要性と適切な利用を促していく。

また、妊娠届出時より妊婦健診が未受診になる心配のある妊婦については、地区担当保健師が産科医療機関等と連携して、未受診とならないように継続して支援していく。

乳児健診については、引き続き赤ちゃん訪問や 6 か月児乳児相談で積極的に受診勧奨を行う。

新生児聴覚スクリーニング検査については、妊娠届出時に必要性を説明し、受診勧奨を行う。また、要精密検査の場合には医療機関の受診結果について 6 か月乳児相談にて確認し、必要な療育へつなげができるよう支援していく。

(8)

6か月児乳児相談

1 目的

核家族の増加に伴い、身近に相談者のいない保護者への不安に応え、育児不安や悩み等を気軽に相談できる場を確保し、保育、離乳、むし歯予防についての指導を行うとともに、児の異常の早期発見に努め、正常な発達、発育が送れるよう支援することを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

受診率 95%、把握率 100%を目指す。

表 8-1 実施内容

年 12 回 (毎月実施)	身体計測、カウプ指数算出、身体の状況確認
	口腔内観察（歯科衛生士）
	親子ふれあい遊び体験（保育士）
	希望者のみ個別相談（歯科衛生士・栄養士）
	全員に個別指導（乳幼児事故予防の説明含む）（保健師）
	ブックスタート（保健師による絵本の配布と図書館の紹介）

(2) 結果及び考察

表 8-2 来所状況・来所結果内訳

(単位：人)

	R2	R3	R4
対象者数	504	417	437
受診者数	441	367	378
受診率	87.5%	88.0%	86.5%
異常なし／助言	308(69.8%)	236(64.3%)	248(65.6%)
経過観察	78(17.7%)	91(24.8%)	98(25.9%)
他機関紹介	11(2.5%)	2(0.5%)	0
他機関管理中	44(10.0%)	38(10.4%)	32(8.5%)

表 8-3 くせについて（複数）

なし	指しやぶり	おしゃぶり	タオル	その他
89 人	262 人	55 人	1 人	3 人
23.5%	69.3%	14.6%	0.3%	0.8%

表 8-4 歯みがきの習慣について

あり	ガーゼでふく	なし	不詳
46 人	49 人	283 人	0 人
12.2%	13.0%	74.9%	0%

図 8-1



図 8-2 栄養方法

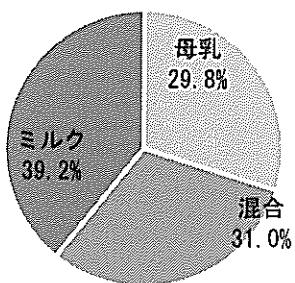
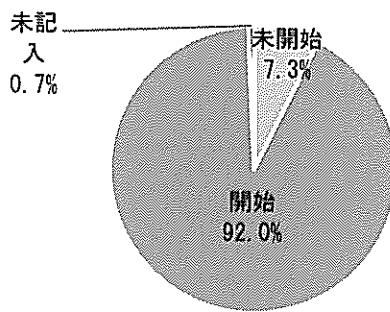


図 8-3 離乳開始の状況



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き 7 組程度で部屋を分け、集団指導は保育士による親子ふれあい遊び体験のみを実施した。ブックスタート事業は引き続き中止しているが、保健師の個別指導時に絵本を渡すことで対応した。

体調不良等で来所できなかった方には、保健センター窓口面接（46 件）や個別訪問（5 件）で対応し、全数把握に努めた。結果は、65.6%が異常なし・助言であり、経過観察は 25.9%であった（表 8-2）。経過観察の内容としては、母の育児ストレスや育児不安、養育状況の確認、児の体重増加不良や発育発達の遅れなどが多くかった。

その他、コロナ禍により外出や他の親子と交流する機会が減少したことにより、子育てへの孤立感を訴える保護者には、ままのわや自主サークルもばびよを紹介し、参加する様子が見られた。
(歯科について)

歯科については、個々に口腔内観察を行い、相談にはその場で対応した。歯が未萌出の児が多いため、まだ歯ブラシの用意をしておらず、歯みがきの習慣がないと答えるものが多い（表 8-4）。また、この時期指しやぶりをしている児が多いことがわかる（表 8-3）。

集団指導を中止したため情報提供のための動画配信のチラシ（図 8-1）を配布し周知した。
(栄養について)

栄養方法については昨年度とほぼ変わりなく、離乳開始については開始している児が昨年度より 5% 増加していた（図 8-2、図 8-3）。

歯科と同様に集団指導を中止しており、希望者には個別相談、ままのわオンライン離乳食セミナー「離乳食開始編・中期編」を案内し、不安なく授乳と離乳食が進められるよう指導した。また、経過観察の必要な方は他職種と連携を取りながら、窓口計測にて継続的に支援した

(3) 令和 5 年度計画

感染症の状況を考慮しながら実施し、受診率 95%、把握率 100%を目指す。

また、集団指導の場合は、同月齢の児の発達の様子や他の親子の関わりを見たり、交流する機会ともなることから集団指導が行えるように工夫し、ピアカウンセリングによる育児不安の軽減を図る。そして、子どものいる家庭における防災対策への意識向上を図り、自らの安全を守る「自助」の啓発をしていきたい。

中止しているブックスタート事業も、図書館・生涯学習課と実施方法を検討していく。

(9)

1歳6か月児健康診査

1 目的

身体発育・精神発達の成長が著しいこの時期に健康診査を行い、運動機能・視聴覚障害・精神発達の遅滞等障害を持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行うことで心身障害の進行を未然に防止する。また、生活習慣の自立・むし歯予防・幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、健康保持増進を図る。(母子保健法第12条の規定による健康診査)

2 事業内容等

(1) 実施状況

受診勧奨を積極的に行い、受診率95%以上、把握率100%を目指す。

表9-1 実施内容

回数 年 12回 (毎月実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、問診、内科医師・歯科医師による診察 ・歯科衛生士によるフッ素塗布、歯科指導 ・保健師による保健指導 ・栄養士による肥満度測定、栄養指導 ・心理相談員による言葉や保育、発達面の相談
-----------------------	---

表9-2 受診者数及び身体面の状況

年度	対象者 人	受診者数 A+B 人	受診率 %	未受診 者数 人	異常なし A 人(%)	健康管理上 注意すべき者 B 人(%)	身体面 (延) 人	精神面 (延) 人	計 (延) 人
R2	395	385	99.0	4	177(46.0)	208(54.0)	131	136	267
R3	535	515	96.3	20	238(46.2)	277(53.8)	169	196	365
R4	517	507	98.1	10	213(42.0)	294(58.0)	170	232	402

表9-3 受診者のうち身体面・精神面の確認が必要とされた児の内訳 (単位:人)

年度	要治療	他機関 管理中	経過観察	精検カード 発行	その他 (他機関紹介等)	計
R2	6	67	190	2	2	267
R3	0	71	272	10	13	365
R4	0	81	304	7	10	402

表9-4 精密検査の状況(精検カード発行) (単位:人)

	受診票交付数	受診者数	未受診者数	受診率
眼科健診	0	0	0	100.0
耳鼻科健診	0	0	0	100.0
その他の科(低身長、喘息等)	7	4	3	57.1
合計	7	4	3	57.1

※3月実施分も含む

表 9-5 歯科診察の結果

年度	R2	R3	R4
むし歯罹患者数	5人	8人	4人
むし歯罹患者率	1.30%	1.55%	0.79%
むし歯の総数	5本	11本	11本
一人平均むし歯数	0.01本	0.02本	0.02本

表 9-6 栄養指導の状況（実施回数、対象者、受診者、受診率については表 10-1、10-2 と同じ）

年度	肥満度 -15%以下 (人)	肥満度 -15%以下 (%)	肥満度 最低値	肥満度 +15%以上 (人)	肥満度 +15%以上 (%)	肥満度 最高値
R2	2	0.5	-18.3	28	7.3	32.8
R3	0	0.0	-14.6	43	8.3	37.5
R4	2	0.4	-16.1	47	9.3	39.6

（2）結果及び考察

新型コロナウイルス感染症予防策を講じ実施し、受診率は 98.1%と前年度を上回り、コロナ禍前の受診率へ近づきつつある。未受診者については訪問や面接で児の状況を目視確認しており、全数把握できた。

健康管理上注意が必要な者は、①経過観察、②他機関管理中、③その他（他機関紹介等）④精検カード発行の順で多い（表 9-3）。経過観察と判断された児は、「ことばが出ない」「落ち着きがない」といった精神面が多く、後日電話や訪問で発達状況を把握すると共に、次回の健診でも必ず確認をしている。必要に応じて、健診当日に心理相談員が面接を行い、専門機関へ紹介している。1歳 6か月児は、発育発達の個人差が大きい時期であるため、フォロー方法に個別性が求められる。

（歯科について）

歯科診察の結果では、むし歯罹患者率は昨年より 0.76%減少し、一人平均むし歯数は変わらず 0.02 本であった（表 9-5）。千葉県歯・口腔保健計画において毎日保護者が仕上げみがきをする者が 100%と目標値をあげているが、令和 4 年度は 87.6%と昨年度より 0.2 ポイント減となった。

（栄養について）

栄養指導では、肥満度+15%以上の者は微増となり、肥満度最高値も高くなかった。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、生活習慣や食生活への影響が続いていることから、継続して個々に合わせた指導を行っていく（表 9-6）。

（3）令和 5 年度計画

新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしながら実施し、受診率 100%を目指し、児の成長発達の確認と保護者の育児不安の有無等について確認していく。

未受診が続く者に対しては、家庭訪問などで状況確認をし、受診勧奨を行う。所在確認ができない場合は、子育て支援課と連携し把握率 100%を目指す。

1 目的

1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の中間にあたるこの時期に、歯科診察及び指導を行うことで、口腔の健康維持と歯科疾患の予防を図る。

また、1歳6か月児健康診査で経過観察となった児の身体面の状況確認及び保健指導を行い、児の健全な発育を促すことを目的とする（市独自事業）。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 10-1 実施内容

年 6 回（隔月）実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、問診 ・歯科医師による診察、歯科衛生士による歯科指導およびフッ素塗布 ・保健師による保健指導 ・栄養士による肥満度測定、栄養指導 ・心理相談員による言葉や保育、発達面の相談
-------------	--

表 10-2 歯科診察の結果

	R 2	R 3	R4
対象者	489 人	496 人	456 人
受診者	439 人	452 人	431 人
受診率	89.9%	91.1%	94.5%
むし歯罹患者数	30 人	15 人	16 人
むし歯罹患者率	6.8%	3.32%	3.71%
むし歯の総数	89 本	58 本	39 本
一人平均むし歯数	0.20 本	0.13 本	0.09 本

表 10-3 身体面・精神面の状況

	R2	R3	R 4
健康/助言	259 人	241 人	276 人
経過観察	133 人	161 人	126 人
他機関紹介	2 人	1 人	1 人
他機関管理中	43 人	49 人	28 人
要精密検査	2 人	0 人	0 人

表 10-4 身体面・精神面で経過観察になった児のフォローアップ

	R2	R 3	R4
対象者	133 人	161 人	130 人
子育て相談・ことばの相談	8 人	6 人	2 人
ひまわりっこ	16 人	11 人	15 人
3歳児健診	77 人	95 人	69 人
電話	20 人	29 人	18 人
窓口	4 人	4 人	0 人
その他	14 人	16 人	26 人

(2)結果及び考察

新型コロナウイルス感染症予防策を講じて実施し、受診率は、昨年度より3.4ポイント増加した。むし歯罹患者率は微増だったが、一人平均むし歯数は減少した（表10-2）。

身体面・精神面の状況においては、1歳6か月児健康診査において、「健康管理上注意が必要な者」の状況把握を行い、その結果については表10-3のとおりである。経過観察になった児のフォローアップは表10-4のとおりだが、精神面の発達で早期に療育が必要とされる児では、3歳児健診を待たずに、子育て支援課の療育支援事業（ことばの相談、ひまわりっこ教室、子育て相談）や児童発達支援センター（つくも幼児教室等）を紹介した。紹介する集団療育の教室（ひまわりっこ教室・つくも幼児教室）が、感染症対策として定員を減らしており、新規の受け入れが難しく、地区担当保健師のフォロー者が増加した。

(3)令和5年度計画

基本的な感染症予防策を講じながら実施し、受診率100%を目指す。また、かかりつけ歯科医を持ち、定期的にフッ化物歯面塗布を実施できるよう促す。

1歳6か月児健康診査の経過観察になった児のフォローをする健康診査でもあり、特に精神面でのフォローの必要な児をもつ保護者が安心して相談でき、適切な発達支援ができるようにする。

新規でひまわりっこ教室を紹介した者については、子育て支援課と連携し、地区担当保健師が継続して相談に対応できるような体制を整える。

(11)	3歳児健康診査																																							
1 目的																																								
幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要である3歳児のすべてに対して、医師、歯科医師などによる総合的健康診査を実施し、その結果に基づき、適当な指導及び措置を行うものである。3歳児に対する健康診査は、発育状態、栄養の良否、疾病の有無など従来行われていた健康診査の他に歯科及び精神発達などの検査、指導など、多角的な健診を行い、各種心身障害児早期発見に資するものである。(母子保健法第12条による健康診査)																																								
2 事業内容等																																								
(1) 実施状況																																								
表 11-1 実施内容																																								
内容 年 13回 (毎月実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、問診、栄養士による肥満度測定、栄養指導 ・尿検査、内科医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるフッ素塗布、歯科指導 ・保健師による保健指導 ・心理相談員による言葉や保育、発達面の相談 																																							
表 11-2 受診者数及び身体面の状況																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者 人</th> <th>受診者数 人</th> <th>受診率 %</th> <th>未受診 者数 人</th> <th>異常なし 人(%)</th> <th>健康管理上 注意すべき者 人(%)</th> <th>身体面 (延) 人</th> <th>精神面 (延) 人</th> <th>計 (延) 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>385</td> <td>362</td> <td>94.0</td> <td>23</td> <td>212(58.6)</td> <td>150(41.4)</td> <td>116</td> <td>60</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>599</td> <td>570</td> <td>95.1</td> <td>29</td> <td>316(55.4)</td> <td>254(44.6)</td> <td>218</td> <td>78</td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>542</td> <td>517</td> <td>95.4</td> <td>25</td> <td>324(62.7)</td> <td>193(37.3)</td> <td>197</td> <td>61</td> <td>258</td> </tr> </tbody> </table>	年度	対象者 人	受診者数 人	受診率 %	未受診 者数 人	異常なし 人(%)	健康管理上 注意すべき者 人(%)	身体面 (延) 人	精神面 (延) 人	計 (延) 人	R2	385	362	94.0	23	212(58.6)	150(41.4)	116	60	176	R3	599	570	95.1	29	316(55.4)	254(44.6)	218	78	296	R4	542	517	95.4	25	324(62.7)	193(37.3)	197	61	258
年度	対象者 人	受診者数 人	受診率 %	未受診 者数 人	異常なし 人(%)	健康管理上 注意すべき者 人(%)	身体面 (延) 人	精神面 (延) 人	計 (延) 人																															
R2	385	362	94.0	23	212(58.6)	150(41.4)	116	60	176																															
R3	599	570	95.1	29	316(55.4)	254(44.6)	218	78	296																															
R4	542	517	95.4	25	324(62.7)	193(37.3)	197	61	258																															
表 11-3 受診者のうち身体面・精神面の確認が必要とされた児の内訳 (単位: 人)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>要治療</th> <th>他機関管理中</th> <th>経過観察</th> <th>精検カード発行</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>57</td> <td>63</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0</td> <td>91</td> <td>120</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>34</td> <td>65</td> <td>258</td> </tr> </tbody> </table>	年度	要治療	他機関管理中	経過観察	精検カード発行	その他	計	R2	0	57	63	30	26	176	R3	0	91	120	43	42	296	R4	0	73	86	34	65	258												
年度	要治療	他機関管理中	経過観察	精検カード発行	その他	計																																		
R2	0	57	63	30	26	176																																		
R3	0	91	120	43	42	296																																		
R4	0	73	86	34	65	258																																		
表 11-4 精密検査の状況 (精検カード発行) (単位: 人)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>受診票交付数</th> <th>受診者数</th> <th>未受診者数</th> <th>受診率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尿検査</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>眼科健診</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>78.6</td> </tr> <tr> <td>耳鼻科健診</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>70.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50</td> <td>42</td> <td>8</td> <td>84%</td> </tr> </tbody> </table>		受診票交付数	受診者数	未受診者数	受診率 (%)	尿検査	11	11	0	100%	眼科健診	14	11	3	78.6	耳鼻科健診	8	8	0	100%	その他	17	12	5	70.6%	合計	50	42	8	84%										
	受診票交付数	受診者数	未受診者数	受診率 (%)																																				
尿検査	11	11	0	100%																																				
眼科健診	14	11	3	78.6																																				
耳鼻科健診	8	8	0	100%																																				
その他	17	12	5	70.6%																																				
合計	50	42	8	84%																																				

表 11-5 歯科診察の結果

年度	R2	R3	R4
むし歯罹患者数	58人	92人	60人
むし歯罹患者率	16.0%	16.1%	11.6%
むし歯の総数	203本	377本	180本
一人平均むし歯数	0.56本	0.66本	0.35本

表 11-6 栄養指導の状況

年度	肥満度 -15%以下 (人)	肥満度 -15%以下 (%)	肥満度 最低値	肥満度 +15%以上 (人)	肥満度 +15%以上 (%)	肥満度 最高値
R2	2	0.6	-17.2	23	6.3	41.9
R3	5	0.9	-21.3	39	6.8	39.5
R4	1	0.2	-17.5	31	5.9	43.6

表 11-7 一次健診（眼科）受診状況及び判定（単位：人）

実施回数	対象者	受診者	受診率	異常なし	要二次	他機関管理中	要精密検査	その他
13回	542	517	95.4%	442	25	14	10	26

表 11-8 眼科二次検査状況及び判定（単位：人）

該当者数	受診者数	受診率	異常なし	経過観察	要医療	精密健診	
						受診票発行	自己受診希望
25	15	60.0%	10	1	4	3	0

表 11-9 歯科健診 健康増進計画目標達成率

	千葉県歯・口腔保健計画目標値	茂原市の状況（R4）
むし歯のない者の割合	85%以上	88.4%

本

図11-1 各幼児歯科健診 むし歯罹患者率の年次推移

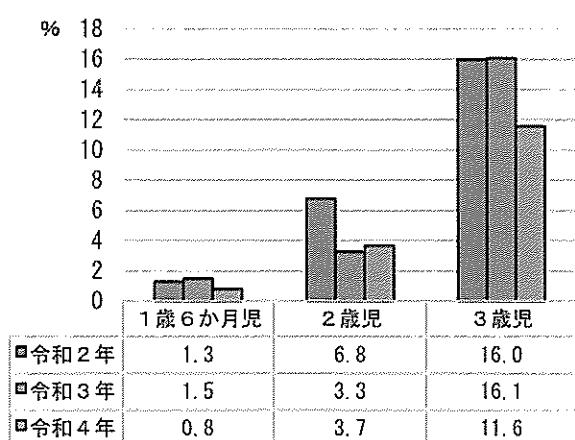
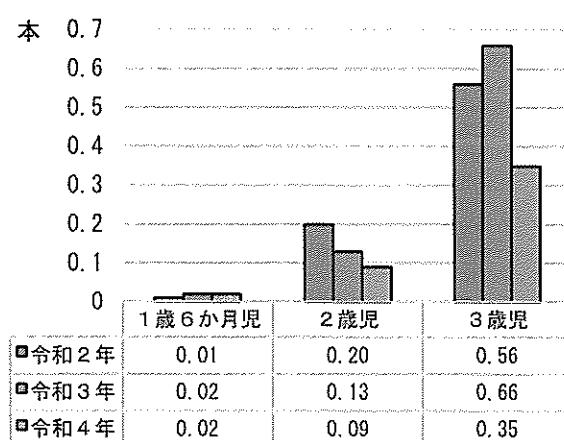


図11-2 各幼児歯科健診 一人平均むし歯数



(2) 結果及び考察

新型コロナウイルス感染症予防策を講じ実施し、受診率は95.4%と前年度よりは微増し、コロナ禍前の受診率に近づきつつある。未受診者に対しては、訪問や面接で児の状況を目視確認しており、全数把握できた。

結果では、「異常なし」が62.7%、「健康管理上注意が必要な者」が37.3%であった（表11-2）。健康管理上注意が必要な者は①経過観察、②他機関管理中、③その他（他機関紹介等）、④精検カード発行、の順で多い（表11-3）。精検カード発行（医療機関受診勧奨）は①その他、②眼科、③尿検査、④耳鼻科の順で多い（表11-4）。経過観察が必要な者では、「聴力検査・視力検査不可」「言葉の遅れや発音・精神発達面」、「保護者の育児ストレスや育児疲れ・養育状況」、の順で多く、健診後に電話や訪問等で状況確認し、必要時、関係機関へ繋げている。

（歯科について）

歯科健診では、むし歯罹患者率は4.5ポイント減少し、一人平均むし歯数は0.31本減少した（表11-5）ため、むし歯のない者の割合も目標達成できた（表11-9）。各幼児歯科健診の結果を比較すると、年齢が上がるごとにむし歯罹患者率は上昇し（図11-1）、一人平均むし歯数も増加してしまう（図11-2）。

（栄養について）

栄養指導では、肥満度-15%以下の者、+15%以上の者ともに昨年度よりも減少した。しかしながら肥満度最高値は昨年度よりも高くなかった（表11-6）。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運動習慣や食生活に変化が生じている現状を踏まえ、個別に指導し改善に努めていく。

（3）令和5年度計画

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、令和2年から実施していなかった会場での視力・ささやき検査を実施すると共に、コロナ禍以前の受診率97%を目指す。未受診者に対しては例年通り、所在確認の出来ない児については速やかに、関係機関へ報告し、児の安全を確認したい。精検カード発行者及び紹介状発行者に対し、確実に受診できるように受診勧奨し、病気の早期発見・早期治療を目指す。

歯科については、市でフッ化物塗布を実施するのは最後の健診となるため今後はかかりつけ歯科医を持ち、定期的なフッ素塗布を継続していくよう指導するとともにフッ化物配合歯みがき剤の使用を勧める。

栄養指導については、この時期の食習慣は成長・発育に大きく影響し、エネルギーの摂り過ぎや運動不足からくる幼児肥満は、小児生活習慣病の発症に起因する。また長期にわたる栄養不足は低身長や低体重などの原因となる。食生活の基礎が確立される時期に、正しい食事のマナーや食習慣を養う規則正しい生活が身につくよう引き続き指導を強化する。

(12)

子どもの生と性のライフスキル支援事業（思春期保健事業）

1 目的

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実に向けて、人は機会があれば、自分自身の問題を解決する能力を持っているという前提のもと、自分やパートナーの人生設計を実現していくために、生＝性に関する意識や行動を自己決定できる能力を高める。（「健やか親子21」基盤課題Bより）

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 12-1 実施概要

対象者	市内小学生・中学生
会 場	各校教室等
時 間	1コマ 50分（学校により45分）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の人生設計を通じて、性にかかわる態度や行動を主体的に決定していく能力を高める内容 ・男女のからだやこころの違いを理解し、その上で自分自身に起きているからだやこころの変化を知ることで適切な相談先を知る内容
担当者	保健センター・健康管理課保健師5人（その他撮影・補助担当職員1名）
実施機関	保健センター、健康管理課、茂原市教育研究会養護教諭部会

表 12-2 中学校実施結果

中学校名	東中		本納中	富士見中
日 時	7月19日（火）	2月21日（火）	1月26日（木）	2月1日（水）
クラス数	4	4	2	4
参加人数	3年生 125人 教諭 6人	2年生 121人 教諭 6人	1年生 52人 教諭 6人	2年生 113人 教諭 5人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館にて講義形式 ・ライフプラン、愛の12段階、避妊法、STI、異性との付き合い方、ネゴシエーションスキル 			<ul style="list-style-type: none"> ・体育館（本納中）、多目的室（富士見中）にて講義形式 ・月経時の受診の目安、セルフプレジャー、アンドロギュノス、愛の12段階、異性との付き合い方、ネゴシエーションスキル

中学校名	早野中			茂原中
日 時	11月28日（月）	11月30日（水）	3月17日（金）	3月15日（水）
クラス数	-	2	2	4
参加人数	特別支援学級 全年生 9人 教諭 4人	1年生 48人 教諭 4人	2年生 33人 教諭 4人	2年生 143人 教諭 6人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・教室にて講義形式 ・愛の12段階、セルフプレジャー、ネゴシエーションスキル、コミュニケーションマナー、コンドームスキル 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室にて講義形式 ・第二次性徴、セルフプレジャー、正規の清潔、異性との付き合い方、ネゴシエーションスキル 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館にて講義形式 ・月経時の受診の目安、セルフプレジャー、アンドロギュノス、愛の12段階、異性との付き合い方、ネゴシエーションスキル 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館にて講義形式 ・愛の12段階、セルフプレジャー、ネゴシエーションマナー、コンドームスキル

表 12-3 小学校実施結果

小学校名	五郷小	萩原小	鶴枝小	茂原小
日 時	11月11日(金)	11月21日(月)	1月25日(水)	1月31日(火)
クラス数	2	3	1	2
参加人数	5年生 49人 教諭 5人 保護者 6人	5年生 100人 教諭 5人 保護者 20人	5年生 25人 教諭 7人 保護者 7人	4年生 43人 教諭 3人
内 容	・体育館にて講義形式 ・第二次性徴、初経・精通、プライベートゾーン、月経・精通時のマナー、多様性と思いやり、インターネットとの付き合い方 ・五郷小・萩原小では、保護者向け家庭教育学級を実施：生と性のライフスキル支援事業の紹介、第二次性徴、思春期のこころの発達課題、更年期を迎えるにあたっての保護者の健康管理、相談先の紹介	・体育館にて講義形式	・体育館にて講義形式	・音楽室にて講義形式

表 12-4 経年実績

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校実績	2	1	2	4	5	4
中学校実績	3	5	5	3	2	5
計	5	6	7	7	7	9
再掲 小4	0	0	0	0	0	1
再掲 小5	1	1	2	4	5	3
再掲 小6	1	0	1	1	1	0
再掲 その他	0	0	0	1	1	1
再掲 中1	1	4	3	1	0	2
再掲 中2	2	1	2	3	1	4
再掲 中3	0	0	0	0	1	1
計(再掲)	5	6	8	10	9	12

(2)結果及び考察

【結果】 養護教諭と連携協働した形で実施でき、R4 年度は中学校 5 校、小学校 4 校で実施することができた。内容は、学習指導要領にない用語の取り扱いや授業の運営について、事前に学校毎に養護教諭と協議・確認をしながら進めることができた（表 12-1～3 参照）。

特別支援学級においては、生徒の理解度に合わせ、異性とのコミュニケーションスキルに重点を置いた内容とした。また、中学校 1 校では、「人生設計（ライフプラン）」を各自作成し代表者が発表することで生徒同士がお互いの人生設計を考え、妊娠・出産について考える内容、具体的な避妊方法や妊娠に関する相談先の紹介をした。

小学校 2 校にて保護者向けに家庭教育学級を実施し、思春期の子どもの成長のみならず、更年期の健康課題について啓発をすることができた。

【考察】 R4 年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じ、実施数が増加した。今後も小学校から中学校へ連続した教育実施のためにも小学校での実施数を拡大したい。

教育内容においては、学校によって用語使用に関する取扱いが異なり、一層の確認や協議、注意が必要である。各発達課題に合わせた教育内容を全市的に統一し、小学校から中学校へと継続した教育体系の構築を目指すため、学校と教育委員会と情報共有し協働していくことが望まれる。

(3)令和 5 年度計画

- ① 市教育研究会養護教諭部会との連携をベースとして、事業実施学校数を増加（目標 中学校：全校開催（全 6 校）、小学校：5 校開催）。家庭教育学級については依頼時対応する。
- ② 教育内容は、市教育研究会養護教諭部会と連携をし、各学年の保健の授業等での企画を提案していく。中学校においては、具体的な避妊の方法等の指導時間の確保について、養護教諭を中心として学校側と交渉していく。
- ③ 全校統一した内容を実施できるよう、教育委員会との連携を検討する。

1 目的

幼児期においては、口腔の健全な発達・発育を重視し、食事、歯口清掃など、より良い生活習慣の確立と口腔の健康維持と歯科疾患の予防を図る。健康な生活に必要な基礎的な生活習慣の一部として自分の口腔管理が身につけられるよう、また萌出してくる永久歯、特に第一大臼歯の管理について指導する。

2 事業内容等

(1) 実施状況

市内全ての幼稚園・保育所等で園児、その保護者を対象に歯科指導を実施する。

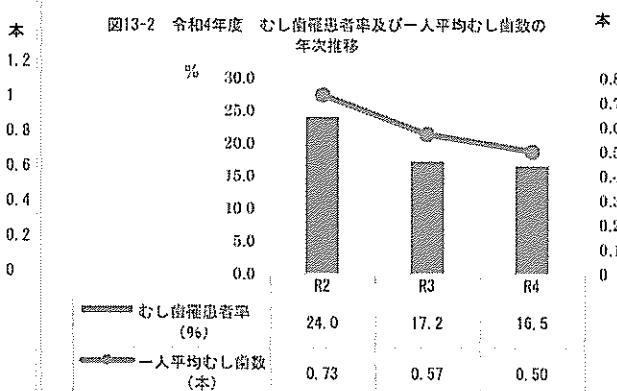
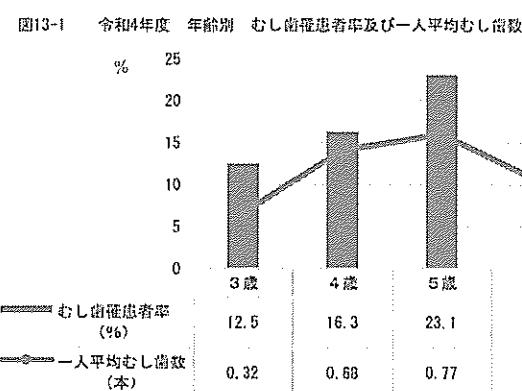
内 容：歯科衛生士による寸劇を通しての健康教育、歯みがきの実習、個別口腔内観察、保護者への講話

実施施設：公立幼稚園1園、私立幼稚園3園、公立保育所6園、私立保育園1園、認可外保育施設1園、認定こども園4園

実施人数：園児 1,371 人、保護者 275 人

実施回数：45 回

(2) 結果及び考察



新型コロナウイルス感染症拡大により、保護者同伴の歯科指導は困難であったが、実施できる施設については時間をずらすなどの工夫をした。園児たちは歯みがきの実習は行わず、寸劇を通して健康教育を行った施設が多かった。

歯科健診の結果では4歳から5歳に年齢が上がるとむし歯罹患者率は急増している（図13-1）。経年比較をすると全体のむし歯罹患者率と一人平均むし歯数は共に年々減少傾向である（図13-2）。

(3) 令和5年度計画

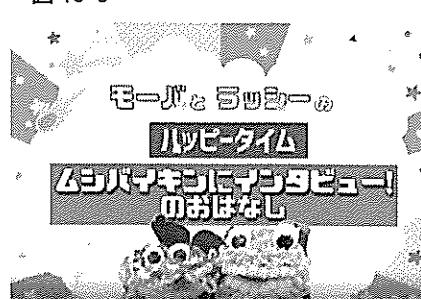
段階を踏んで従来の実習を含めた歯科指導に戻していくよう関係機関と連携を取りながら実施していく。保護者の参加についても各施設の状況に応じながら実施する。

また、歯科疾患予防の動画配信のPRをしていく（図13-3）。

※市ウェブサイトおよびYouTubeにて配信



図 13-3



1 目的

学齢期は、保護者が口腔内を管理する機会や時間も少なくなり、むし歯や歯肉炎の発生が増える時期である。低学年については、自分の歯や口の健康状態に关心を持ち、より良い生活習慣を確立させるため、高学年については、歯周病と全身疾患の関係を理解させ、口腔と全身を健康に保つことができるよう指導支援する。

2 事業内容等

(1) 実施状況

対象学年：小学1年生、3年生、5年生、中学1年生

実施者数：児童（1,851人）、生徒（623人）、保護者（108人）

指導内容：1年生（6歳臼歯の重要性を理解させ、歯みがきの習慣が確立できるようにする）

3年生（むし歯のなり方、予防方法を理解させ、実践できるようにする）

5年生（歯周病の原因や予防方法についての知識を習得し、実践能力を身につける）

中学1年（生活習慣の見直しと、歯科疾患予防ができるようにし、生涯にわたり健康な歯と口の機能を維持できるようにする）

実施内容：1年生（寸劇、6歳臼歯について）

3年生（プレゼンテーションソフトを用いて歯科衛生士講話）

5年生（プレゼンテーションソフトを用いて歯科衛生士講話）

中学1年（プレゼンテーションソフトを用いて歯科衛生士講話）

個別歯科指導：中学校1校（23名）

学校からの依頼により1～3年生の生徒で歯科健診の結果から個別歯科指導を要すると判断された生徒を対象に、新旧歯垢染め出し液を使用してブラッシング指導を行った。

図14-1 学年別 むし歯罹者患率の年次推移

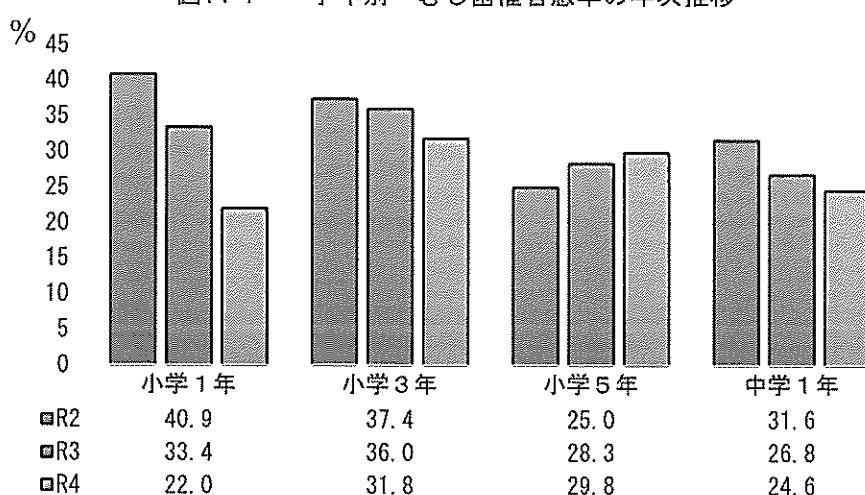


表14-1 12歳一人平均むし歯数目標値

	千葉県歯・口腔保健計画目標	市の状況 (令和4年度)	市の状況 (令和3年度)
一人平均むし歯数目標値	0.6本以下	0.59本	0.54本

(2) 結果及び考察

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、歯科指導での歯みがき実習は行わず、講話を中心に実施した。例年、小学1年生については保護者に同伴してもらっていたが、保護者同伴はほとんどの学校が行わず、1校のみであった。指導内容としては、1年生は6歳臼歯について寸劇を通して健康教育を行い、3年生はむし歯のなり方について理解し予防ができるようにすること、5年生、中学1年生は歯周病についての知識の普及を目的に実施した。また、フッ化物の応用については各学年に周知をし、永久歯のむし歯を予防することと生涯を通じて自分の歯で食事をし、健康な身体づくりができるよう指導した。

むし歯罹患者率は小学5年生を除き、減少している（図14-1）。千葉県歯・口腔保健計画の目標値として上げられている12歳の一人平均むし歯数0.6本以下については、0.59本と目標を達成できたが、令和3年度と比較して0.05本増加した（表14-1）。

(3) 令和5年度計画

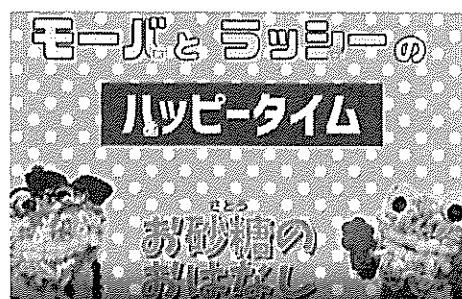
段階を踏んで従来の実習を含めた歯科指導に戻していくよう関係機関と連携を取りながら実施していく。

さらに永久歯のむし歯を減らせるよう、歯みがきだけでなく間食の摂り方、フッ化物応用の情報提供をするための動画を配信していることを広く周知する（図14-2）。

また、かかりつけ歯科医を持つことの重要性を理解させるなど多方面からのアプローチをしていく。

図14-2

※市ウェブサイトおよびYouTubeにて配信



1 目的

フッ化物洗口は、むし歯予防効果や安全性が高く、公衆衛生的にも優れているため、幼児期から継続して実施することにより、むし歯を減らすことを目的とする。また、歯質強化することにより成人してもむし歯予防効果を継続して、生涯にわたり自身の歯を使い健やかな身体と心を育むことができるよう支援する。

2 事業内容等

(1) 実施状況

対象：保育所・幼稚園（年長児）、小学校（全校児童）

希望調査を取り、希望のあった者に対して実施する。

実施方法：フッ化物洗口液で30秒から1分間、ぶくぶくうがいをし、吐き出す。

保育所・幼稚園は、250ppmのフッ素濃度の洗口液（5ml）で週5回法にて実施。

小学校は、900ppmのフッ素濃度の洗口液（10ml）で週1回法にて実施。

表 15-1 フッ化物洗口実施状況

	実施施設数	対象者	実施者数	実施率
幼稚園	1園／5園	133人	15人	11%
保育所（園）	7園／7園	176人	170人	97%
認定こども園	1園／4園	207人	72人	35%
小学校	12校／13校	3,653人	3,159人	86%
中学校	0校／6校	1,992人	0人	0%
合計	21施設	6,161人	3,416人	55%

(2) 結果及び考察

紙コップの使用により新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施することができたが、施設の状況により実施を見合わせた期間もあった。希望調査は事前に行い、全ての実施施設で対象者の90%以上が希望していることから、保護者の関心の高さが伺えた。

各施設とも給食後の歯みがきを中止あるいは縮小していたため、今後むし歯の増加が懸念される。また、他事業でのフッ化物洗口の周知活動も実施できなかつたため動画配信を行った（図15-1）。

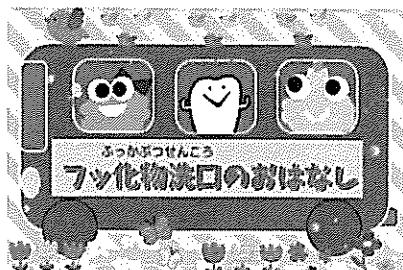
(3) 令和5年度計画

感染症予防策のため紙コップ使用は継続し、水場の密と飛沫を避け実施する。また、薬局等でも洗口液は入手できる旨を周知し、フッ化物洗口は子どもだけでなく、成人、高齢者にも効果的であることを動画配信等で広く様々な機会で周知していく。

図 15-1



※市ウェブサイトおよびYouTubeにて配信



(16)

特定不妊治療費等助成事業

1 目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）・男性不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を目的として、その不妊治療に要した費用の一部と男性不妊検査費の一部を助成する。

2 事業内容等

(1) 実施状況

千葉県による助成の上乗せとして、県の助成を受けた夫婦に対して助成を行っている。なお、市独自として男性不妊検査を受けた夫の検査費用について助成している。

助成額は、特定不妊治療費が区分に応じ 5～10 万円、男性不妊治療費が 10 万円、男性不妊検査に対する助成が 1 万円となっており、実際に治療に要した額から千葉県より助成を受けた額を控除した残額に対して、上記助成金額の範囲内にて助成を行っている。

なお、制度の周知として、市の公式ウェブサイトに掲載するとともに、県の申請窓口である長生健康福祉センター（保健所）の窓口にチラシを配布して周知を行っている。

(2) 結果及び考察

令和 4 年度実績

	助成額	件数	計
特定不妊治療費助成	100,000 円 (限度額)	13 件	1,300,000 円
	99,999 円以下 50,001 円以上	1 件	76,926 円
	50,000 円以下	9 件	289,208 円
男性不妊治療費助成	100,000 円 (限度額)	0 件	0 円
男性不妊検査費助成	10,000 円 (限度額)	2 件	11,100 円
合計		25 件	1,677,234 円

(3) 令和 5 年度計画

令和 5 年度においても制度の周知を図るとともに、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図る。なお、本事業は千葉県特定不妊治療費助成事業の助成承認を受けた者が助成対象となるが、特定不妊治療の保険適用に伴い、県の助成事業が終了となることから、本市での助成事業についても令和 5 年度で終了となる。

- ・令和 5 年度予算額 920 千円

(17)

養育医療事業

1 目的

母子保健法に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、指定医療機関へ入院し、その養育に必要な医療の給付を行う。所得に応じて費用の一部負担がある。

2 事業内容等

(1) 実施状況

対象者は、医師が入院養育を認めた未熟児、出生時の体重が2,000g以下又は身体の発育が未熟のまま出生した児で1歳未満の者。身体の状態は、医師の意見書による。対象医療は、指定医療機関に入院中の診察・処置・看護や薬剤・治療材料の支給など。看護料及び移送費を除き、すべて現物給付で扱う。ただし、現物給付を行うことが困難な看護及び移送については、現金給付を行うことができる。

(2) 結果及び考察

令和4年度実績

- ・給付決定件数 10 件
- ・決算額 3,106 千円（うち医療費給付分 2,576 千円）

(単位：人)

出生時の 体重	1,000g 以下	1,001g 以上 1,500g 以下	1,501g 以上 1,800g 以下	1,801g 以上 2,000g 以下	2,001g 以上 2,300g 以下	2,301g 以上 2,500g 以下	2,501g 以上	計
新規給付 決定実人数	0	5	3	1	1	0	0	10

(3) 令和5年度計画

平成27年4月1日から子ども医療費助成事業を子育て支援課へ移譲し、他課で事務を行っているが、保護者の負担軽減のため、今後も細かな連携を図り滞りなく事務を行う。

- ・令和5年度予算額 3,005 千円

(18)

出産・子育て応援給付金

1 目的

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図る給付金による経済的支援を一体的に行うことを目的とする。

2 事業内容等

①伴走型相談支援

妊娠初期、妊娠後期、出生後にアンケートを用いて面談等を行い、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行い、早期に必要な支援につなげる。

②出産・子育て応援給付金

出産応援給付金（妊娠届出時）、子育て応援給付金（出産後）として各5万円を給付

表-1 事業内容

時期	妊娠届出時	妊娠8か月頃	出産後
面談対象者	妊婦、その家族	妊娠後期アンケートを送付し、希望した者	産婦、その家族（養育者）
給付金	出産応援給付金 妊婦1人当たり5万円	—	子育て応援給付金 子ども1人当たり5万円

(1) 実施状況（令和5年3月17日に事業開始）

①伴走型相談支援について

妊娠6か月の妊婦に対し、父親の育児休暇に関するリーフレットと妊娠後期のアンケートとして、出産を控えての思いや助産師の面談希望について確認する通知を44件に送付。

②出産・子育て応援給付金について

- a) 令和4年4月1日以降に出生し、事業開始時に赤ちゃん訪問を終了している保護者を出産・子育て応援給付金10万円の遡及対象者とし、333件（双子3組を含む）に通知
- b) 令和5年1月以降、事業開始前までに妊娠届出をした妊婦及び令和4年度に死産した産婦を出産応援給付金対象者とし、98件に通知
- c) 事業開始後は、出産応援給付金については、妊娠届出の予約時に給付金に必要な書類等を案内し、その場で申請書を受理する。子育て応援給付金については、赤ちゃん訪問時に申請書と返信用封筒を渡す。

表-2 給付金申請決定数

令和4年度	決定数(R5年3月末)	返信率
出産応援給付金	21名	19.4%
出産・子育て応援給付金	67名	20.1%

表-3 妊娠後期アンケート送付者

令和4年度送付日	送付者数
令和5年3月23日(木)	43名
令和5年3月30日(木)	1名(転入者)

(2)結果及び考察

伴走型相談支援については、妊娠届出時に渡していたケアプランを見直し、「出産応援プラン」、「子育て応援プラン」を作成し、出産・子育て期の見通しが立つように工夫した。

妊娠後期の面談については、対象者全員にアンケートを送付し、出産・子育てに関する不安や面談希望について確認した。次年度からは、不安等の記述があった妊婦に電話相談、面談希望者に助産師が面談する予定である。また、返信期日までに回答がない場合には電話勧奨し、全数把握に努める。アンケートの不安には、保育所や学童保育への入所についての悩みが多く記載されている。

経済的支援の出産・子育て応援給付金については、遡及分として令和4年4月1日以降に出生し、赤ちゃん訪問を受けた令和5年1月生まれの子どもの養育者までを対象者として申請書を通知した。また、出産応援給付金の遡及分として、令和5年1月から事業開始までの妊娠届出者に申請書を送付している。

事業開始後は、妊娠届出と赤ちゃん訪問時に、給付金の申請書を渡しながら、事業の案内と必要書類について説明している。

令和4年度については、事業開始（令和5年3月17日）から約2週間で、出産・子育て応援給付金および出産応援給付金ともに給付決定率は約20%であった。

出産・子育て応援給付金の遡及対象者に、流産・死産を経験した方も対象としたことから、相談できる場所などを案内するチラシを作成して通知をした。今後、流産・死産を経験した方への支援体制について、市民課と協議するなどして整えていく必要がある。

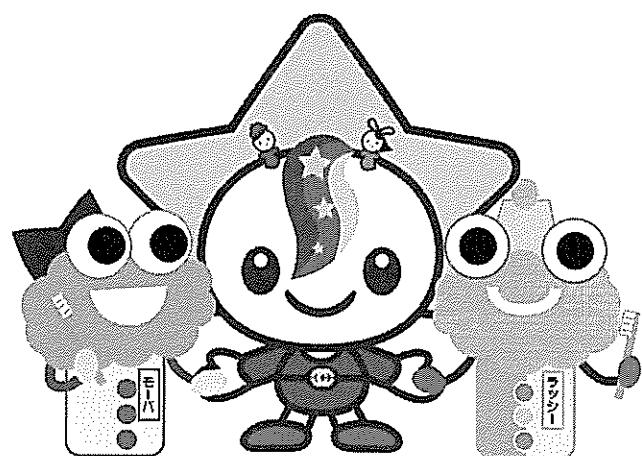
(3)令和5年度計画

伴走型相談支援については、不安や悩みに適切に対応し、身近に相談できる場所として機能できるように体制を整えていく。

また、流産・死産を経験した方への支援についても体制を整えていく。

給付金については、申請手続きの利便性の向上を図るため、電子申請について検討していく。

2-2 成人保健事業



(1)	特定健康診査																								
<u>1 目的</u>																									
平成 20 年度から、医療制度改革に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者は加入者に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を踏まえた特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施することが義務化された。																									
特定健診を受診することで、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自ら実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）をできるようにする。																									
<u>2 事業内容等</u>																									
(1) 実施状況																									
「第 3 期茂原市特定健康診査等計画」における健診受診率目標値 60%																									
① 対象者：市の国民健康保険に加入の 40 歳以上 75 歳未満の者																									
② 健診の種類、期間、及び自己負担金：																									
集団：令和 4 年 5 月 25 日～9 月 30 日のうち 31 日間（うち土曜 2 回、夜間 2 回）、各公共施設（4 施設）を会場に実施。自己負担金 1,000 円。がん検診等と同時実施。																									
個別：令和 4 年 5 月 1 日～12 月 24 日に契約医療機関にて受診。自己負担金 2,000 円。																									
③ 特定健診受診者数・受診率年次推移：表 1-1 参照																									
表 1-1 特定健診受診者数・受診率年次推移																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数</td> <td>16,562 人</td> <td>15,935 人</td> <td>15,863 人</td> <td>15,263 人</td> <td>16,997 人</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>6,524 人 (+生保 7 人)</td> <td>6,782 人 (+生保 12 人)</td> <td>4,518 人 (+生保 6 人)</td> <td>5,921 人 (+生保 9 人)</td> <td>6,277 人 (+生保 13 人)</td> </tr> <tr> <td>受診率</td> <td>39.4%</td> <td>42.6%</td> <td>28.5%</td> <td>38.8%</td> <td>36.9%</td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3	R4	被保険者数	16,562 人	15,935 人	15,863 人	15,263 人	16,997 人	受診者数	6,524 人 (+生保 7 人)	6,782 人 (+生保 12 人)	4,518 人 (+生保 6 人)	5,921 人 (+生保 9 人)	6,277 人 (+生保 13 人)	受診率	39.4%	42.6%	28.5%	38.8%	36.9%
	H30	R1	R2	R3	R4																				
被保険者数	16,562 人	15,935 人	15,863 人	15,263 人	16,997 人																				
受診者数	6,524 人 (+生保 7 人)	6,782 人 (+生保 12 人)	4,518 人 (+生保 6 人)	5,921 人 (+生保 9 人)	6,277 人 (+生保 13 人)																				
受診率	39.4%	42.6%	28.5%	38.8%	36.9%																				
*1 令和 4 年度の数値（法定報告）は未確定。令和 5 年 5 月末現在。																									
*2 受診者数内にある「(生保)」については、健康増進法で実施した生活保護者の健診者数。法定報告者数には含めない。																									
(2) 結果及び考察																									
受診率は、新型コロナウィルス感染症流行前の水準に近づきつつあるが、目標を達成できていない。受診控えの影響や、特に感染流行期の受診者の減少による影響が考えられる。																									
予約当日未受診であった者への電話勧奨により、2～3 割がその後の受診につながった。予約のない未受診者には保健師による電話勧奨を行い、架電数 340 件に対し、79 件（23%）の受診につながり、一定の効果があった。その他、採血に伴うトラブル（採血実施者への不信感や止血の不十分さ等）が例年より多発（9 件）したため、止血の工夫が必要である。																									
(3) 令和 5 年度計画																									
実施時期について、お盆の時期を避けて設定する。予約当日未受診者や未受診者（未予約者）への電話勧奨を継続し、健診受診の重要性について説明して、受診率向上につなげる。																									
また、感染症対策を行いながら、安心安全に受診できるよう努めていく（原則マスク着用のお願い、体調確認、消毒や換気など）。																									
採血トラブルについて、実施機関にも改善を働きかけ、止血方法の工夫を検討していく。																									

(2)	特定保健指導																								
1 目的																									
対象者自身が特定健診の結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、改善するための行動目標を設定するとともに、自ら実践できるよう支援し、対象者が自分の健康に関するセルフケア(自己管理)をできるようにする。																									
2 事業内容等																									
(1) 実施状況																									
①業務委託先：㈱千葉薬品																									
②対象者：特定健診受診者で積極的支援、動機付け支援の区分とされた者(その他治療中の者で指導に適さないと判断した者は除く)																									
③周知及び募集方法：																									
ア. 個別健診で積極的支援または動機づけ支援、集団健診で動機づけと判定された者 特定健診結果の通知後、速やかに対象者へ随時案内文を通知する。その後、委託業者から電話勧奨を行い、申込を受け付ける。																									
イ. 集団健診で積極的支援と判定された者 特定健診結果の通知後、速やかに市から対象者へ初回面接の案内を通知する。申込みがあった者に対して、市職員が初回面接を実施する。不参加の場合は、委託業者から利用勧奨等を実施する。																									
④実施場所：市保健センター ㈱千葉薬品市内店舗（ヤックスドラッグ高師店・谷本店・上茂原店・早野店）																									
⑤実施期間：概ね3か月																									
⑥各課の業務分担：国保年金課　計画策定、委託契約、予算執行管理、実施状況分析等 健康管理課　周知、実施環境整備、運営、実施状況分析等																									
⑦特定保健指導実施率年次推移：表2-1 参照																									
表2-1 特定保健指導 指導実施率年次推移 (単位:%)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積極的支援</td> <td>13.3</td> <td>13.2</td> <td>20.4</td> <td>31.1</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>動機付け支援</td> <td>21.1</td> <td>19.3</td> <td>21.2</td> <td>20.5</td> <td>17.6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19.1</td> <td>17.8</td> <td>21.0</td> <td>23.2</td> <td>18.1</td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3	R4※	積極的支援	13.3	13.2	20.4	31.1	19.6	動機付け支援	21.1	19.3	21.2	20.5	17.6	計	19.1	17.8	21.0	23.2	18.1
	H30	R1	R2	R3	R4※																				
積極的支援	13.3	13.2	20.4	31.1	19.6																				
動機付け支援	21.1	19.3	21.2	20.5	17.6																				
計	19.1	17.8	21.0	23.2	18.1																				
※法定報告は未確定																									
(2) 結果及び考察																									
集団健診受診者のうち積極的支援対象者に対し、令和3年度は初回面接の際に健診結果を渡していたが、令和4年度は健診実施機関から健診結果を送付した後に、初回面接の勧奨を郵送と電話で実施した。その結果、令和3年度よりも初回面接の申込みが減り、保健指導へつなげることができなかった。																									
(3) 令和5年度計画																									
集団健診受診者のうち積極的支援対象者に対して、健診結果を特定保健指導の初回面接時に委託業者から渡し、特定保健指導の継続利用につなげる。動機づけ支援対象者に対しても、委託業者と連携し、特定保健指導の継続利用につなげる。																									

(3)

後期高齢者健診（フレイル健診）・高齢者の保健指導事業と介護予防の一体的実施

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、複数疾患の合併や、加齢に伴う諸臓器の機能低下を基盤としたフレイル状態（健康な状態と要介護状態の中間状態を表す概念。放置すれば要介護状態に陥るが、適切な支援につなげることにより健康な状態へ回復することが可能な状態）に陥りやすい高齢者の特性を踏まえ、高齢者が安心して暮らせる地域社会を支えるため、後期高齢者健診を行い、健康支援や介護予防を一体的に行う。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 3-1 フレイル健診受診者

受診者	フレイル疑い	該当率
3,697 人	268 人	7.2%

表 3-2 フレイル疑い内訳

フレイル内容	栄養(低栄養)	口腔機能	運動機能	社会参加	認知機能
該当者	10 人	19 人	198 人	19 人	22 人
割合	2.7%	5.1%	53.5%	5.1%	5.9%

表 3-3 年代別フレイル疑い内訳

	60 代	70 代	80 代	90 代	合計
栄養(低栄養)	0 人	4 人	5 人	1 人	10 人
口腔機能	0 人	10 人	5 人	4 人	19 人
運動機能	1 人	67 人	92 人	38 人	198 人
社会参加	0 人	9 人	8 人	2 人	19 人
認知機能	0 人	5 人	10 人	7 人	22 人
合計	1 人	95 人	120 人	52 人	268 人
受診者数	8 人	1,865 人	1,647 人	177 人	3,697 人
フレイル疑い割合	12.5%	5.1%	7.3%	29.4%	7.2%

※65 歳以上で障害者手帳を持っている方は、後期高齢者医療の対象となる

表 3-4 事後指導実施状況

	事後フォロー					介護保険の介護度	
	電話	手紙	訪問	フレイルチェック	その他	要支援1・2	要介護
栄養機能(低栄養)	6 人	0 人	4 人	0 人	0 人	0 人	1 人
口腔機能	13 人	0 人	6 人	0 人	0 人	2 人	1 人
運動機能	7 人	154 人	3 人	11 人	23 人	24 人	44 人
社会参加	2 人	15 人	0 人	2 人	0 人	0 人	1 人
認知機能	0 人	3 人	1 人	1 人	17 人	1 人	2 人
合計	28 人	172 人	14 人	14 人	40 人	27 人	49 人

(2) 結果及び考察

受診者 3,697 人のうち、7.2%の 268 人がフレイル疑いに該当した（表 3-1）。フレイル疑いの内訳は、栄養（低栄養）10 人、口腔機能 19 人、運動機能 198 人、社会参加 19 人、認知機能 22 人であった（表 3-2）。

フレイル疑い者は、70 代 5.1%、80 代 7.3%、90 代 29.4% と年代が高くなるにつれ、該当者が増える傾向であった（表 3-3）。フレイル疑い者のうち 76 人（要支援 27 人、要介護 49 人）は既に介護保険を利用しておらず（表 3-4）、介護の重症化予防の支援が必要であると考えられた。

フレイル予防は、75 歳になってから開始するのではなく、もっと若い年代から啓発し、予防のための習慣づくりができるようにしていく必要がある。

(3) 令和 5 年度計画

令和 5 年度から、一体的実施事業が開始となり、国保年金課に企画調整担当の保健師が配置され、当面の実施体制として、後期高齢者健診及びいきいきサロン・長寿教室での健康教育の実施は健康管理課が、健診受診後の受診勧奨や個別健康相談・訪問指導といったハイリスクアプローチ事業は国保年金課（非常勤の会計年度任用職員）及び健康管理課が、介護予防やフレイル予防の普及啓発といったポピュレーションアプローチ事業は高齢者支援課が、それぞれ実施する。

- ①後期高齢者健診、いきいきサロン・長寿教室での健康教育 健康管理課で実施
- ②ハイリスクアプローチ（低栄養・口腔機能・重症化予防事業） 国保年金課（会計年度任用職員）及び健康管理課で実施
 - a. シニアの健康・栄養相談：年 12 回、健やかに過ごすための健康・栄養・歯科相談を実施
 - b. 後期高齢者健診事後訪問指導：低栄養 $BMI \leq 20.0$ かつ質問票 No.6 (2~3Kg の体重減少) が「はい」の方、血圧 $\geq 160/100\text{mmHg}$ 、かつレセプトで血圧の薬剤処方歴(1 年)なしの方を対象に実施
 - c. フレイル該当者への啓発：身体的フレイル（運動）、社会参加、認知機能のフレイル該当者に手紙でフレイルチェック教室を案内する。
- ③ポピュレーションアプローチ 高齢者支援課で実施
 - a. 健康教育・健康相談：フレイルサポーターの養成、フレイルチェック教室、フレイルチェック事後教室を行い、フレイル予防・介護予防・介護の重症化予防の普及啓発の健康教室・健康相談を実施
 - b. 健康状態の把握：「イレブンチェックの質問票」を活用し、フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた指導等を行う。
 - c. 環境づくり：通いの場の整備

1 目的

特定健診の受診者が健診結果を理解し、判定に応じた保健行動をとることができるように支援し、適切な医療機関の受診等につなげることにより重症化を防ぐ。

2 事業内容等

(1) 実施状況

① 対象者

表 4-1 重症化予防事業対象者（特定保健指導対象者は含めるが、糖尿病性腎症重症化予防事業対象者は除く）

検査項目	数値
収縮期血圧 ^{※1}	160mmHg 以上
拡張期血圧 ^{※1}	100mmHg 以下
HbA1c ^{※2}	7.0%以上

※1 高血圧治療ガイドライン 2020 II度高血圧（中等度リスク）以上の者

※2 糖尿病治療ガイド 2022-2023 合併症予防の観点からの目標値

② 実施時期：令和4年10月から令和5年5月頃

③ 事業のながれ：特定健診の結果通知後、対象者の抽出と管理台帳の作成を行い、レセプトを確認する。さらに糖尿病腎症重症化予防事業の対象者や地区担当ケース等を除いた者に、電話による受診勧奨を行う。

(2) 結果及び考察

表 4-2 抽出者数

収縮期 160mmHg 以上	拡張期 100mmHg 以上	HbA1c 7.0 以上	延べ人数
307 人	110 人	273 人	690 人

表 4-3 対象者数

血圧のみ	血糖のみ	血圧+血糖	実人数
170 人	61 人	11 人	242 人

※対象者数は、抽出者数のうちレセプトにて医療機関受診を確認できなかったもの。

表 4-4 実施状況

対象者	1回目の保健指導実施者数	2か月後レセプトで受診確認できた者
242 人	169 人	78 人

令和4年度は、高血圧および糖尿病治療ガイドラインに基づく基準値にて対象者を抽出し、電話での受診勧奨を全数実施した。高血圧、高血糖ともに自覚症状がないために、自己判断での未受診者が多いたが、1回目の保健指導実施者のうち、約半数は2か月後のレセプトにて受診が確認できており、受診勧奨による成果と考えられる。

また、保健指導の際に電話がつながらなかつた者には、訪問等で支援を実施し、対象者の考え方や生活背景などを把握することで個別事情を考慮した支援につなげられた。しかし、健診後半年以上経過してからの介入となるため、受診に対し消極的なケースもあり、健康への関心が高い時期に介入できるとより効果的と考える。

(3) 令和5年度計画

茂原市の死因上位や医療費の多くを占める脳・循環器疾患の発症を予防するには、その要因と考えられる高血圧症、糖尿病の適切な管理が重要であるため、「高血圧」「高血糖」の者を、治療ガイドラインに基づき、引き続き支援対象とする。

また、より重症化リスクの高い者（収縮期血圧 180mmHg 以上または拡張期血圧 110mmHg 以上、HbA1c 9.0% 以上の者）には、早期介入に努める。

(5)	糖尿病性腎症重症化予防事業													
1 目的														
<p>国民健康保険被保険者において、毎年新規人工透析患者が発生している。人工透析に係る医療費は、一人当たり年間約500万円で国民健康保険医療費を圧迫している。人工透析導入の原因是、糖尿病性腎症である割合が高いことから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の中で、「健診未受診者」「糖尿病未治療者」「治療中断者」「糖尿病による受診中で重症化リスクの高い者」等に対して、受診や継続受診を勧奨することと併せて適切な保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化を予防し、ひいては人工透析への移行を阻止することで、住民の健康増進と医療費の適正化を図る。また、令和5年度からは国、県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定に伴い慢性腎臓病（以下「CKD」という）重症化予防についても併せて取り組んでいくこととする。</p> <p>本事業は、茂原市長生郡糖尿病性腎症重症化予防事業マニュアルを策定し茂原市長生郡医師会と連携をして実施している。</p>														
2 事業内容等														
(1) 実施状況														
表5-1 対象者区分、及び実施時期														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象者の抽出基準</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 糖尿病性腎症の発症・重症化予防</td> <td> 令和4年度特定健診受診者（但し、集団健診受診者のみ。また特定保健指導対象者、年度内75歳以上を除く。）の中で、2型糖尿病未治療者のうち、当年度の健診データがHbA1c6.5%以上の者であり、かつ次のa～cのいずれかである者 a. 尿たんぱく(±)以上 b. eGFR 60ml/min/1.73m²未満（70歳以上：eGFR50ml/min/1.73m²未満） c. eGFR 60ml/min/1.73m²以上（70歳以上：eGFR 50ml/min/1.73m²以上）であっても1年間のeGFR低下が5ml/min/1.73m²以上又は1年間のeGFRの低下率が25%以上 ※75歳以上の対象者については、健診データからHbA1c≥8.0%かつ尿たんぱく(+)以上を基準とし、糖尿病での受診有無を確認した上で、受診していない場合には、訪問又は電話等での受診勧奨を行う。 </td> <td>令和4年8月頃～令和5年7月頃</td> </tr> <tr> <td>② 糖尿病治療中断者への受診勧奨 ※R4年度新規取組</td> <td>過去に一度でも糖尿病治療歴がある者で、最近1年間に特定健診を受診した記録やレセプトデータから糖尿病で受診した記録がない者</td> <td>当年度中</td> </tr> <tr> <td>③ 2型糖尿病で治療中の者への保健指導</td> <td>2型糖尿病治療中の者に対して医療機関で定期的に行う検査で、糖尿病性腎症第2期以上の腎機能低下が判明し、実生活に即した保健指導が必要であると医師が判断した者</td> <td>通年</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	対象者の抽出基準	実施時期	① 糖尿病性腎症の発症・重症化予防	令和4年度特定健診受診者（但し、集団健診受診者のみ。また特定保健指導対象者、年度内75歳以上を除く。）の中で、2型糖尿病未治療者のうち、当年度の健診データがHbA1c6.5%以上の者であり、かつ次のa～cのいずれかである者 a. 尿たんぱく(±)以上 b. eGFR 60ml/min/1.73m ² 未満（70歳以上：eGFR50ml/min/1.73m ² 未満） c. eGFR 60ml/min/1.73m ² 以上（70歳以上：eGFR 50ml/min/1.73m ² 以上）であっても1年間のeGFR低下が5ml/min/1.73m ² 以上又は1年間のeGFRの低下率が25%以上 ※75歳以上の対象者については、健診データからHbA1c≥8.0%かつ尿たんぱく(+)以上を基準とし、糖尿病での受診有無を確認した上で、受診していない場合には、訪問又は電話等での受診勧奨を行う。	令和4年8月頃～令和5年7月頃	② 糖尿病治療中断者への受診勧奨 ※R4年度新規取組	過去に一度でも糖尿病治療歴がある者で、最近1年間に特定健診を受診した記録やレセプトデータから糖尿病で受診した記録がない者	当年度中	③ 2型糖尿病で治療中の者への保健指導	2型糖尿病治療中の者に対して医療機関で定期的に行う検査で、糖尿病性腎症第2期以上の腎機能低下が判明し、実生活に即した保健指導が必要であると医師が判断した者	通年
対象者	対象者の抽出基準	実施時期												
① 糖尿病性腎症の発症・重症化予防	令和4年度特定健診受診者（但し、集団健診受診者のみ。また特定保健指導対象者、年度内75歳以上を除く。）の中で、2型糖尿病未治療者のうち、当年度の健診データがHbA1c6.5%以上の者であり、かつ次のa～cのいずれかである者 a. 尿たんぱく(±)以上 b. eGFR 60ml/min/1.73m ² 未満（70歳以上：eGFR50ml/min/1.73m ² 未満） c. eGFR 60ml/min/1.73m ² 以上（70歳以上：eGFR 50ml/min/1.73m ² 以上）であっても1年間のeGFR低下が5ml/min/1.73m ² 以上又は1年間のeGFRの低下率が25%以上 ※75歳以上の対象者については、健診データからHbA1c≥8.0%かつ尿たんぱく(+)以上を基準とし、糖尿病での受診有無を確認した上で、受診していない場合には、訪問又は電話等での受診勧奨を行う。	令和4年8月頃～令和5年7月頃												
② 糖尿病治療中断者への受診勧奨 ※R4年度新規取組	過去に一度でも糖尿病治療歴がある者で、最近1年間に特定健診を受診した記録やレセプトデータから糖尿病で受診した記録がない者	当年度中												
③ 2型糖尿病で治療中の者への保健指導	2型糖尿病治療中の者に対して医療機関で定期的に行う検査で、糖尿病性腎症第2期以上の腎機能低下が判明し、実生活に即した保健指導が必要であると医師が判断した者	通年												

表 5-2 事業の流れ

対象者		事業の流れ
①	糖尿病性腎症の発症・重症化予防	特定健診受診 → 対象者の抽出 → 事業案内通知 → 医療機関受診 → 医療機関から保健指導依頼 → 保健指導（6か月間）
②	糖尿病治療中断者への受診勧奨	対象者の選定（KDB システムより糖尿病治療中断者を抽出 → レセプトにて対象者選定 → 特定健診申込者を除外） → 受診勧奨通知 → 電話にて受診勧奨（特定健診受診勧奨、及び医療機関受診勧奨）
③	2型糖尿病で治療中の者への保健指導	医療機関で保健指導が必要であると医師が判断 → 医療機関から市へ保健指導依頼 → 保健指導

表 5-3 対象者①の実施状況（受診状況及び内訳）

受診状況	人数	内訳	人数
受診	20人（83.3%）	返信有・保健指導依頼 有	6人
		返信有・保健指導依頼 無	11人
		返信無・レセプトにて受診確認	3人
未受診	4人（16.7%）		

※「返信有・保健指導依頼 有」の6人については、現在保健指導実施中

※75歳以上の対象者（後期高齢者）については、該当者なし

表 5-4 対象者②の実施状況

対象者数	通知での受診勧奨者数	電話での受診勧奨	特定健診受診者数	医療機関受診者数
52人	52人	30人	5人	3人 ※うち2人は生活保護受給開始し受診を再開

【把握できた治療中断理由】

- ・生活困窮、治療費支払い難しい（6人）
- ・糖尿病の診断・内服したことない（4人）
- ・コロナ流行で受診したくない（3人）
- ・薬の副作用が出た（2人） 等

※対象者③については、保健指導実績なし（保健指導依頼なし）

(2) 結果及び考察

対象者①については、医療機関受診率が80%を超えており、対象者となってから糖尿病についての治療や管理が始まるケースも多いため、本事業は糖尿病の発症予防と重症化予防の一翼を担っていると考えられる。また、保健指導を実施できた者については、医療機関と連携しながら保健指導を実施するため、主体的な行動変容が見られ、HbA1cや他データの改善や維持もみられている。今年度の対象者について、最終評価まで実施できていないが、保健指導をすれば、糖尿病の発症及び重症化の予防効果が見込まれる。

今年度から、新たに糖尿病治療中断者（対象者②）に対して、通知文及び電話にて受診勧奨（特定健診・医療機関受診）を実施した。通知文の送付だけでなく電話勧奨を実施することで、人数は少ないものの特定健診の受診につながった者もいたため、治療中断者に対して健康に关心を向けるための一定の効果はあったと考えられる。また、特定健診の受診につながらなくとも、治療中断することの危険性を指導できたことは、対象者が中断の危険性を認識できたということで意味があると考えられる。ただ、夜間架電も実施したが電話がつながらない者や、電話番号が不明の者もあり、その中に糖尿病が重症化している者もいると考えられるため、電話がつながらない者に対しては今後、地区担当保健師による訪問等、対面的なアプローチが必要である。また、治療中断理由として「生活困窮、治療費支払いが難しい」が最も多く、生活困窮者の中に糖尿病での受診、治療継続ができない者が多くいることが分かった。治療中断の状態で放置しておくことで重大な合併症を招く恐れがあるため、治療中断者には、必要に応じて福祉部門につなげる等の対応も念頭に置きながら支援していく必要がある。

対象者③については、実績が無い（医療機関からの依頼がない）状況であるが、今後も地区医師会の協力を得ながら医療機関への周知及び利用勧奨を続けていきたい。

(3) 令和5年度計画

対象者①～③への対応については、令和5年度も滞りないように実施する。特に対象者②のうち電話勧奨のできなかった者については、地区担当保健師が介入し支援をしていく。

また、令和5年4月に茂原市長生郡医師会の協力のもと茂原市長生郡糖尿病性腎症重症化予防事業マニュアルを改定し、CKD重症化予防対策についても取り組んでいくこととなった。

令和5年度は、CKD重症化予防対策として、特定健診の結果から腎機能が低下している者を抽出し、医療機関への早期受診を促し、かかりつけ医・CKD協力医・専門医との連携強化を図りながら、事業を展開していく。

(6)

もばら健幸相談

1 目的

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づき、特定健診の結果に応じて個別相談を行い、対象者に自身の健康状態を認識させ、生活習慣病を予防するための行動変容を促す。

2 事業内容等

(1) 実施状況

対象者：特定健診受診者のうち相談を希望した者

期間：令和4年7月20日～令和5年1月26日のうち13日間

表 6-1 年齢別参加状況

年齢	男	女	年齢別合計	割合
45～49歳	0人	1人	1人	0.9%
50～54歳	0人	0人	0人	0.0%
55～59歳	0人	2人	2人	1.9%
60～64歳	2人	7人	9人	8.5%
65～69歳	7人	17人	24人	22.6%
70～74歳	15人	55人	70人	66.0%
合計	24人	82人	106人	100.0%

※割合は端数調整の関係で100%とならない

表 6-2 相談内容（単位：人）

年齢	性別	肥満	血圧	脂質	肝機能	糖尿連	貧血	腎機能	尿酸	メタボ	心電図	眼底	その他
45～49歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
50～54歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55～59歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0
60～64歳	男	0	2	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0
	女	0	4	5	1	6	0	5	1	3	3	0	0
65～69歳	男	4	5	3	2	5	1	5	0	1	1	0	0
	女	5	11	13	4	15	3	11	2	2	6	0	0
70～74歳	男	4	8	8	7	13	2	6	1	2	2	1	1
	女	12	34	32	7	51	2	26	0	5	10	0	0
合計	男	8	15	12	10	20	3	12	1	3	3	1	1
	女	18	50	51	12	75	5	43	3	11	19	0	0
総計		26	65	63	22	95	8	55	4	14	22	1	1

表 6-3 フォロー状況（単位：人）

年齢	45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳		65～69歳		70～74歳		合計	総計	
	性別	男	性別	男											
今回のみ	0	1	0	0	0	2	1	4	4	11	10	37	15	55	70
継続	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	3	12	4	17	21

(2) 結果及び考察

令和4年度の利用人数は106人で、令和3年度と比較して33人増加した。参加者は70歳以上74歳以下が全体の3分の2を占めており、昨年度同様、年齢層が高いほど利用割合が高く、若年層の参加率は低い傾向にある。

また、同日開催している後期高齢者健診の事後相談者10人も含めると116人だった。相談内容は、糖関連、血圧、脂質、腎機能、肥満の順に多い。昨年度と同様に、糖関連が一番多い結果となっているため、糖尿病予防の観点から早期に介入し、発病を抑えることが重要であると考える。今後も、生活習慣病予防のための行動変容をより早期に促していく必要がある。

さらに、40歳代の若い世代にも、アプローチをかけ早い段階から健康について理解を深め、自己管理できるよう支援していく必要があると考える。

(3) 令和5年度計画

令和5年度も健診事後指導の受け皿として強化していきたい。

保健師と栄養士が連携し、個別相談を行う。健診結果を自ら改善し、それを継続できるよう支援することに加え、健康意識の高い者に対しても、健康を維持できるよう指導していく。また、40歳代の若い世代の申込者数を増やせるよう、広報や市公式ウェブサイト、SNS等で周知を図っていく。

(令和5年8月18日～令和6年1月24日のうち6日間実施予定)

(7)	重複・頻回受診者訪問指導
1 目的	
国民健康保険被保険者及び千葉県後期高齢者医療広域連合で、指導対象として選定した者を訪問し、対象者及びその家族に療養方法等の必要な指導を行うことにより、対象者の健康保持及び疾病の早期回復を目指すとともに、医療費の適正化を図ることを目的とする。	
2 事業内容等	
(1) 実施状況	
ア 重複・頻回受診者訪問指導（国民健康保険被保険者に対する訪問指導）	
①対象者：(ア)重複受診者…同一疾病による3ヶ所以上の医療機関の受診が3ヶ月以上 継続している者 (イ)頻回受診者…同一医療機関への通院が同一月内に20回以上あり、 かつ3ヶ月以上継続している者	
②訪問実施：1人(H30 3人、R1 4人、R2 5人、R3 2人)	
イ 長寿健康づくり訪問指導（千葉県後期高齢者広域連合被保険者に対する訪問指導）	
①対象者：(ア)重複受診者…同上 (イ)頻回受診者…同一医療機関への通院が同一月内に15回以上あり、 かつ3ヶ月以上継続している者	
②訪問実施：なし（国保年金課高齢者医療係からの依頼により3年に一度実施しているが、今 年度は依頼なし。前回は令和元年度に業者委託にて実施。）	
(2) 結果及び考察	
重複・頻回受診者訪問指導については、ここ数年、ほぼ同一の対象者への訪問となっており、い ずれも現在の受診状況を変えることが困難なケースが多い。 今後も、状況確認をしながら適正受診を促す等、必要に応じて継続的に指導を実施していく。	
(3) 令和5年度計画	
国民健康保険被保険者に対する訪問指導については、昨年度同様、国保年金課で抽出した対象者 に訪問指導を実施する。 長寿健康づくり訪問指導については、今後、国保年金課で業者委託により実施する予定。	

1 目的

がん検診については、健康増進法に基づく健康増進事業として位置付けられており、厚生労働省が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」により、科学的根拠に基づくがん検診を推進している。指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上に取り組むことにより、がんの予防及び早期発見を図り、市民のがんによる死亡率を減少させることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 8-1 がん検診の内容

種類	検査項目	受診間隔	対象者	自己負担	実施期間(日数)	方法
肺がん	胸部X線検査 及び喀痰細胞診	年1回	40歳以上 男女 ※喀痰細胞 診は50歳以 上喫煙者で 喫煙指数600 以上	500円 ※65歳以上 は胸部X線 無料	6月 (10日間)	集団
					5~12月	個別
胃がん	胃部X線検査	2年に 1回		500円	9月 (10日間)	集団
大腸がん	便潜血反応検査	年1回			10月~11月 (問診11日間、 回収8日間)	集団
子宮頸がん	子宮頸部細胞診	2年に 1回	20歳以上 女性	500円 ※一定年齢 に無料クーポン券あり	10~1月 (10日間)	集団
					7~2月	個別
乳がん	30~40歳代： エコー 50歳代以上： マンモグラフィ	年1回	30歳以上 女性		10~1月 (23日間)	集団
					7~2月	個別

(2) 結果及び考察

表 8-2 令和 4 年度 がん検診別受診者数及び受診率

	肺がん	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
対象者数	59,449 人	59,449 人	59,449 人	38,296 人	34,772 人
受診者数	6,175 人	2,216 人	4,446 人	4,957 人	6,601 人
受診率	10.4%	3.7%	7.5%	12.9%	19.0%

表 8-3 がん検診受診率の推移

	肺がん	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
H30 年度	11.8%	5.2%	10.2%	14.5%	20.4%
R1 年度	11.5%	4.8%	9.5%	14.4%	20.6%
R2 年度	7.7%	5.0%	8.4%	13.3%	18.5%
R3 年度	10.5%	3.9%	7.5%	12.8%	18.2%
R4 年度	10.4%	3.7%	7.5%	12.9%	19.0%

表 8-4 がん検診啓発活動内容

種類	対象者	方法
肺がん	40 歳	個別勧奨
胃がん	40 歳	個別勧奨
大腸がん	40 歳	個別勧奨
子宮頸がん	40 歳 20 歳 25・30・32・34・36・38 歳で過去 5 年間未受診の者	個別勧奨 無料クーポン券の個別送付
乳がん	40 歳 40 歳 45・50・55・60 歳で過去 5 年間未受診の者	個別勧奨 無料クーポン券の個別送付

表 8-5 令和 4 年度 精密検査受診結果 (R5.5.31 現在)

	肺がん	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
対象者数	153 人	71 人	228 人	35 人	150 人
受診者数	131 人	68 人	190 人	29 人	133 人
受診率	85.6%	95.8%	83.3%	93.5%	93.0%
結果	がん：4 人 疑い：8 人	がん：1 人 疑い：0 人	がん：7 人 疑い：0 人	がん：0 人 疑い：0 人	がん：7 人 疑い：2 人

受診日程については、コロナ禍前の水準を確保し、受診勧奨を行ったが、受診率の十分な回復には至らなかった。特に、高齢者と女性に検診を回避する傾向が見られた。

令和 4 年度は、乳がんの発見が目立つ結果となった。40 歳代はエコーとマンモグラフィを隔年で実施しており、令和 4 年度はエコー検査であった。マンモグラフィは検査時に痛みを伴う場合もあり、控える方もいるが、40 歳代のマンモグラフィ検査で乳がんの見つかった方多かったので、2 年に一度の 40 歳代のマンモグラフィ検査を積極的に受けるよう勧奨に力を入れたい。

(3)令和5年度計画

①がん検診に対するアクセスを高めるために

- ・子宮頸がん検診と乳がん検診を同日に受診できる回数を増やす。
- ・胃がん検診と肺がん検診を同日に実施し、受診率向上を図る。
- ・子宮頸がん検診と乳がん検診について、無料クーポン券以外の個別検診の実施を継続する。
- ・すべてのがん検診に土曜日の実施日を設ける。
- ・予約時間の指定による人数管理をして、待ち時間を少なくする工夫をする。

②啓発について

- ・保育所・幼稚園の巡回歯科指導や乳幼児健診において保護者向けにがん検診のチラシを配布し同時に申込みを受ける。
- ・40歳の者に検診の個別勧奨通知をする。
- ・子宮頸がん検診については、20歳の者及び25・30・32・34・36・38歳の過去5年間未受診の者に無料クーポン券を送付する。
- ・乳がん検診については、40歳の者及び45・50・55・60歳で過去5年間未受診の者に無料クーポン券を送付する。
- ・がん検診を受診するにあたりデメリットが大きくなる可能性があるため、がん検診のメリット・デメリットを説明しつつ、理解した上で申し込むように勧奨する。

③精密検査対象者のフォローについて

- ・精密検査対象者については、確実に精密検査の受診につながるよう、90%以上の受診率を目指して、電話や郵送、家庭訪問による受診勧奨を実施する。
- ・未受診者へはアンケートを行い、受診状況を確認し、未受診の場合は受診勧奨の電話等を実施し、精密検査の受診率向上を図る。

(9)

その他任意型検診

1 目的

国で定める対策型検診以外の任意で行う検診によって、個人の死亡リスクを下げる目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 9-1 検診・検査の内容

種類	検査項目	受診間隔	対象者	自己負担	実施期間(日数)	方法
前立腺がん	PSA 検査	年 1 回	50 歳以上男性	500 円	5~10 月 (31 日間)	集団
					5~12 月	個別
胃ピロリ菌検査	抗体検査	茂原市で 1 回のみ	40 歳以上	500 円	5~10 月 (31 日間)	集団
					5~12 月	個別
口腔がん	視診、触診	年 1 回	40 歳以上	500 円	11 月	集団

(2) 結果及び考察

表 9-2 令和 4 年度 検診・検査別受診者数及び受診率

	前立腺がん	胃ピロリ菌	口腔がん
対象者数	22,502 人	54,137 人	59,449 人
受診者数	3,083 人	1,319 人	166 人
受 診 率	13.7%	2.4%	0.3%

表 9-3 令和 4 年度 精密検査受診結果 (R5.5.31 現在)

	前立腺がん	胃ピロリ菌	口腔がん
対象者数	242 人	422 人	1 人
受診者数	136 人	266 人	1 人
受 診 率	56.2%	63.0%	100%
結 果	前立腺がん:10 人 疑い : 3 人	胃がん:3 人 疑い : 3 人	経過観察:1 人

前立腺がん精密検査の受診者数は、近年横ばいである。また、未受診者は前回も要精密検査と判定を受けている者が多いた。

胃ピロリ菌精密検査後の胃がん発見者については、全員、市の胃がん検診の受診歴の無い者であった。

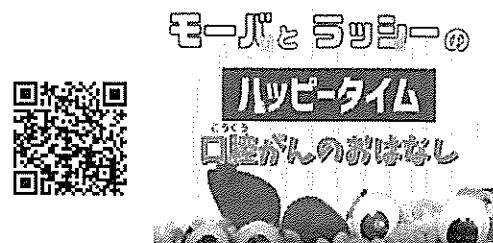
口腔がん検診は、毎年受診者が増加しており、関心の高さが伺える。受診者 166 名の内 1 名の精密検査の結果は異常なしであったが、かかりつけ歯科医院で継続して経過観察することとなった。

(3) 令和 5 年度計画

前立腺がん検診、胃ピロリ菌検査については、引き続き、特定健診・後期高齢者健診と同時に受診できる機会を設けていく。

口腔がん検診については、10 月に 1 回検診日を設け実施する。また、動画配信にて口腔がんについて広く周知していく（図 9-1）。

図 9-1



(10)	肝炎ウイルス検診																																				
1 目的																																					
健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等を実施する。肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、市民が自身の肝炎ウイルス感染の有無を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減又は進行の遅延を図ることを目的とする。																																					
2 事業内容等																																					
(1) 実施状況																																					
表 10-1 実施内容																																					
<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>1) 令和5年3月31日時点で40歳になる者 2) 満41歳以上で過去茂原市において受診歴がなく、かつ本検診の受診を希望する者</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>B型肝炎ウイルス検査 (HBs 抗原検査) C型肝炎ウイルス検査 (HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査、HCV 抗体の検出)</td> </tr> <tr> <td>受診勧奨</td> <td>40歳以上 80歳までの5歳刻みの年齢で未受診の者に郵送による個別受診勧奨</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>集団検診</td> <td>個別検診</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和4年5月～10月の内 33日間 (うち夜間2日、土曜日2日)</td> <td>令和4年5月～12月 (特定及び後期高齢者健康診査と同時実施の場合のみ受検可能)</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>市役所及び市内出先機関等4会場</td> <td>管内51医療機関</td> </tr> </table>		対象者	1) 令和5年3月31日時点で40歳になる者 2) 満41歳以上で過去茂原市において受診歴がなく、かつ本検診の受診を希望する者	検査方法	B型肝炎ウイルス検査 (HBs 抗原検査) C型肝炎ウイルス検査 (HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査、HCV 抗体の検出)	受診勧奨	40歳以上 80歳までの5歳刻みの年齢で未受診の者に郵送による個別受診勧奨	自己負担	無料	検査方法	集団検診	個別検診	実施期間	令和4年5月～10月の内 33日間 (うち夜間2日、土曜日2日)	令和4年5月～12月 (特定及び後期高齢者健康診査と同時実施の場合のみ受検可能)	会場	市役所及び市内出先機関等4会場	管内51医療機関																			
対象者	1) 令和5年3月31日時点で40歳になる者 2) 満41歳以上で過去茂原市において受診歴がなく、かつ本検診の受診を希望する者																																				
検査方法	B型肝炎ウイルス検査 (HBs 抗原検査) C型肝炎ウイルス検査 (HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査、HCV 抗体の検出)																																				
受診勧奨	40歳以上 80歳までの5歳刻みの年齢で未受診の者に郵送による個別受診勧奨																																				
自己負担	無料																																				
検査方法	集団検診	個別検診																																			
実施期間	令和4年5月～10月の内 33日間 (うち夜間2日、土曜日2日)	令和4年5月～12月 (特定及び後期高齢者健康診査と同時実施の場合のみ受検可能)																																			
会場	市役所及び市内出先機関等4会場	管内51医療機関																																			
表 10-2 陽性者フォローアップ事業																																					
<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>1) HBs 抗原検査において「陽性」と判定された者 2) C型肝炎ウイルス検査において「HCV 抗体値が1.0以上」と判定された者を陽性と判断する。</td> </tr> <tr> <td>フォローアップ方法</td> <td>訪問・面接にて陽性告知及び本事業の説明を行い、フォローアップ事業参加の同意を確認する。同意を得られたら、医療機関への受診勧奨を行う。その後、医療機関への受診状況を確認するための調査票を年1回送付する。 未受診の場合には、必要に応じて電話・訪問等により受診を再勧奨する。 ※千葉県では、初回精密検査・定期検査の費用助成を実施しており、本人が千葉県に申請し、審査の上、償還払いされるものである（千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業）。</td> </tr> </table>		対象者	1) HBs 抗原検査において「陽性」と判定された者 2) C型肝炎ウイルス検査において「HCV 抗体値が1.0以上」と判定された者を陽性と判断する。	フォローアップ方法	訪問・面接にて陽性告知及び本事業の説明を行い、フォローアップ事業参加の同意を確認する。同意を得られたら、医療機関への受診勧奨を行う。その後、医療機関への受診状況を確認するための調査票を年1回送付する。 未受診の場合には、必要に応じて電話・訪問等により受診を再勧奨する。 ※千葉県では、初回精密検査・定期検査の費用助成を実施しており、本人が千葉県に申請し、審査の上、償還払いされるものである（千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業）。																																
対象者	1) HBs 抗原検査において「陽性」と判定された者 2) C型肝炎ウイルス検査において「HCV 抗体値が1.0以上」と判定された者を陽性と判断する。																																				
フォローアップ方法	訪問・面接にて陽性告知及び本事業の説明を行い、フォローアップ事業参加の同意を確認する。同意を得られたら、医療機関への受診勧奨を行う。その後、医療機関への受診状況を確認するための調査票を年1回送付する。 未受診の場合には、必要に応じて電話・訪問等により受診を再勧奨する。 ※千葉県では、初回精密検査・定期検査の費用助成を実施しており、本人が千葉県に申請し、審査の上、償還払いされるものである（千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業）。																																				
(2) 結果及び考察																																					
表 10-3 検診結果※累計数を追加。令和2年度より対象者数の抽出方法を変更																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>59,099人</td> <td>59,249人</td> <td>33,708人</td> <td>36,507人</td> <td>37,136人</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>2,324人</td> <td>2,260人</td> <td>660人</td> <td>866人</td> <td>1,318人</td> </tr> <tr> <td>受診率 (%)</td> <td>3.9%</td> <td>3.8%</td> <td>2.0%</td> <td>2.4%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>B型陽性</td> <td>7人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>C型陽性</td> <td>9人</td> <td>10人</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3	R4	対象者数	59,099人	59,249人	33,708人	36,507人	37,136人	受診者数	2,324人	2,260人	660人	866人	1,318人	受診率 (%)	3.9%	3.8%	2.0%	2.4%	3.5%	B型陽性	7人	4人	3人	3人	2人	C型陽性	9人	10人	1人	3人	5人
	H30	R1	R2	R3	R4																																
対象者数	59,099人	59,249人	33,708人	36,507人	37,136人																																
受診者数	2,324人	2,260人	660人	866人	1,318人																																
受診率 (%)	3.9%	3.8%	2.0%	2.4%	3.5%																																
B型陽性	7人	4人	3人	3人	2人																																
C型陽性	9人	10人	1人	3人	5人																																

表 10-4 精密検査受診結果

	対象者数	受診者数	結果
B型陽性	2人	2人	B型肝炎非活動性キャリア：2人
C型陽性	4人	4人	C型肝炎非活動性キャリア：4人
計	6人	6人	

表 10-5 陽性者フォローアップ事業

		H30	R1	R2	R3	R4
対象者数	B型陽性	7人	4人	3人	2人※1	2人
	C型陽性	9人	10人	1人	2人※2	4人
	計	16人	14人	4人	4人	6人
同意者数	B型陽性	4人	3人	2人	2人	2人
	C型陽性	4人	4人	0人	2人	4人
	計	8人	7人	2人	4人	6人

※1 1名はすでに定期受診をしているため対象外

※2 1名は主治医の判断により精密検査不要のため対象外

陽性者に対して、訪問や面接により肝炎フォローアップ事業について説明した。具体的には、県の検査費用助成や、肝炎ウイルスを放置し肝がんに移行すると治療が困難であること等、早期治療の必要性について説明した。

陽性者の精密検査受診者は100%であった。引き続き、陽性者を確実に精密検査受診につなげる支援を行う。初回面接時、調査票送付前及び調査票送付後に未受診であれば受診勧奨を行っていく。既にウイルス性肝炎の診断を受けている者や治療済みの者は、本来、検診の対象外であるため、問診票記載の工夫等により適切な対象者の選別方法を検討したい。新規陽性者については、今後も訪問等を行い、陽性者の不安解消及び重症化の予防に力をいれていく必要がある。

なお、陽性者追跡期間は2年で終了するため、継続受診を習慣づけることが必要である。

また、医療機関に確実につなげるために肝炎コーディネーターの人材確保も必要であるため、研修を受講し、肝炎コーディネーターの資格取得を目指していく。

(肝炎コーディネーター資格者数：令和2年度 8名、令和3年度 7名、令和4年度 10名)

(3) 令和5年度計画

(1) 肝炎ウイルス陽性者の受診勧奨について

受診勧奨については、引き続き、訪問・面接など主に対面での支援を行っていく。また当年度のフォローアップ同意者で医療機関の受診をしていない者に対する受診勧奨や調査票発送前の電話勧奨などは継続する。追跡調査に関しては、例年通り、B型・C型ウイルス共に陽性判明から2年間を追跡期間として定める。

C型肝炎陽性者は、治療が完了した時点で支援を終了する対応を次年度も継続する。

(2) 肝炎コーディネーターについて

引き続き、新規資格取得者の増加を目指すとともに、既取得者は継続研修を受講する。

(11)

骨粗しょう症予防検診

1 目的

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 11-1 実施内容

対象者	18~35 歳及び、40・45・50・55・60・65・70 歳（基準日：令和 4 年 4 月 1 日）の節目年齢の女性		
検査方法	定量的超音波骨量測定 (QUS) 法		
実施日	令和 4 年 8 月 31 日、9 月 1 日の 2 日間		
定員	200 人／日		
自己負担	500 円		
会場	保健センター		
検査委託機関	茂原市長生郡医師会診療所		
事後指導	異常なし	栄養士による骨量維持のための食事指導 Stiffness 値 77~82 の数値は栄養士による食事指導	
	要指導	栄養士による骨量減少予防のための食事指導	
	要精検	保健師による受診勧奨	

表 11-2 対象者数・受診者数と結果の内訳

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象者数	11,732 人	11,286 人	11,119 人	10,820 人	10,633 人
受診者数	375 人	350 人	333 人	314 人	301 人
受診率	3.2%	3.1%	3.0%	2.9%	2.8%
結果	異常なし (68.8%)	258 人 (76.3%)	267 人 (77.8%)	259 人 (80.2%)	252 人 (66.8%)
	要指導 (9.9%)	37 人 (10.6%)	37 人 (8.7%)	32 人 (10.2%)	35 人 (11.6%)
	要精検 (21.3%)	80 人 (13.1%)	46 人 (13.5%)	45 人 (9.6%)	65 人 (21.6%)

(2)結果及び考察

表 11-3 令和 4 年度受診者の世代別結果内訳

	18~35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	合計
異常なし	9 人 (75%)	53 人 (86.9%)	30 人 (81.1%)	54 人 (54%)	38 人 (60.3%)	3 人 (42.9%)	11 人 (42.3%)	3 人 (15.0%)	201 人 (66.8%)
要指導	1 人 (8.3%)	6 人 (9.8%)	2 人 (5.4%)	8 人 (10.7%)	7 人 (11.1%)	0 人 (0%)	7 人 (26.9%)	4 人 (20.0%)	35 人 (11.6%)
要精検	2 人 (16.7%)	2 人 (3.3%)	5 人 (13.5%)	13 人 (17.3%)	18 人 (28.6%)	4 人 (57.1%)	8 人 (30.8%)	13 人 (65.0%)	65 人 (21.6%)
計	12 人 (4.0%)	61 人 (20.2%)	37 人 (12.3%)	75 人 (25.0%)	63 人 (20.9%)	7 人 (2.3%)	26 人 (8.6%)	20 人 (6.6%)	301 人

表 11-4 年齢層別精密検査対象者数 (R5.5.31 時点)

	令和 3 年度	令和 4 年度
18~35 歳	0 名	2 名
40 歳、45 歳	2 名	7 名
50 歳、55 歳	20 名	31 名
60 歳、65 歳	6 名	12 名
70 歳	2 名	13 名
計	30 名	65 名

令和 4 年度も、好発年齢である 40 歳～55 歳の年齢で、過去に子宮頸がん検診・乳がん検診を受診したことがある者、骨粗しょう症予防検診を受けたことがある者に個別の受診勧奨を行った。勧奨した者の受診率は 80% 以上で、非常に効果的であると考えられる。

6 か月児乳児相談、1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査では、それぞれ対象者に合わせたチラシを作成し受診勧奨を行ったが、予約者は少なかった。しかしながら、若年期から骨量低下予防に努めることが重要であることから、引き続き勧奨を行う必要があると考えられる。

また、受診結果で「異常なし」と判定を受けた者 (stiffness 値 77 以上) には、食生活や運動を指導し、骨量低下に努められる支援を説明しつつ、節目年齢に検診を受診してもらうように指導を実施。また stiffness 値 77～82 の者は、骨量の低下が考えられるため、栄養士による指導を行い、骨量低下防止に努められるように支援を行った。令和 3 年度と比較して、stiffness 値 77～82 の者はほぼ同数であったが、要精検者は昨年度と比較して増加した。

(3)令和 5 年度計画

9/5、9/6 の 2 日間で開催する。昨年度同様、定員は 1 日 200 名とする。40 歳～55 歳に向けた個別勧奨は効果的であるため、引き続き当該年齢層を中心とした個別勧奨を行っていく。

若年者に向けた受診勧奨は、6 か月児乳児相談、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査及びその他事業にて、勧奨を行っていく。

指導に関しては、「異常なし」と判定を受けた者で stiffness 値 77～82 の数値を示した者は、数値の低下を予防していくための指導が必要であることから、栄養士による指導を行い、食事・運動面での骨量低下の予防に努めていく。

1 目的

健康づくり推進の一環として、市民が健康保持増進のため、気軽で簡単に実施できる運動の場を利用することで、健康意識の向上と、継続した運動の実施を目指し、健康状態を良好に保つきっかけとする。

2 事業内容等(1) 実施状況

毎月第4金曜日に公共施設(茂原市民体育館、市民室等)を利用し運動の紹介、推進員コーナーを設け推進員から健康に関する知識を紹介していく。

会場：茂原市民体育館(剣道場)・市民室 開催時間：午前10:00～11:30

定員：30人 周知：チラシ配布・市ウェブサイト、各事業でのPR

内容：「からだメニュー」ストレッチ体操、コグニサイズ・健康運動指導士による運動
「あたまメニュー」健康に関する講話

(2) 結果及び考察

表12-1 令和4年度健幸フライデー実施内容 (単位：人)

月	あたまメニュー	からだメニュー	参加者計	65歳未満	65歳以上	スタッフ	会場
4	健診・検診を受けよう！	動的ストレッチ運動	16	1	15	5	茂原市民体育館
5	禁煙について	健康運動指導士による運動	15	0	15	4	茂原市民体育館
6	熱中症予防について (看護学生)	もばら健康ストレッチ (延長編)	21	0	21	7	茂原市民体育館
7	フレイルを予防しよう	フレイル予防運動	24	1	23	5	市役所市民室
8	睡眠と健康について	笑いヨガ	23	1	22	4	市役所市民室
9	バランスの良い食事とは	ながら動作運動	29	2	27	4	茂原市民体育館
10	朝食を抜くと血管が痛む？	健康運動指導士による運動	23	1	22	4	茂原市民体育館
11	口腔ケアについて	ながら動作運動	22	1	21	5	茂原市民体育館
12	みんなと一緒に運動習慣を見直そう(前編)		15	1	14	7	茂原市民体育館
1	血管を大切にしよう	健康運動指導士による運動	15	1	14	7	茂原市民体育館
2	みんなと一緒に運動習慣を見直そう(後編)		20	2	18	5	茂原市民体育館
3	フレイル予防をしよう	もばら百歳体操	28	1	22	8	茂原市民体育館
計			251	12	234	65	

平日の金曜日に開催の為、65歳未満の参加者が非常に少ない。参加者での運動習慣保有者の割合は増加したが、参加者の固定化、参加前からの運動習慣保有者が多かったため、年齢層などの属性に合わせて運動習慣獲得に向けた活動が必要である。参加者の評判も良く市民が主体的に運動に取り組みたいと多く声が上がっている。また、健康生活推進員が教室に参加者として多く参加していることからも、本事業で学んだ内容を様々な場で情報を発信していくことと合わせ、健康生活推進員と地域ごとの健康課題を把握・共有し、活動を展開する方向性を持つため、事業自体の見直しを検討。

(3) 令和5年度計画

事業見直しのため、いったん事業廃止。今後、健康的な運動普及啓発については、健康生活推進員の活動にて補完。

1 目的

高齢者を対象に長寿会、いきいきサロン等で健康教育を実施し、介護予防の知識の普及と健康生活の向上を図る。なお、本事業の主管課は高齢者支援課であり、一般介護予防事業の一環である。健康管理課は、いきいきサロン内で健康教育・健康相談の実働として協力している。

2 事業内容等(1) 実施状況

表 13-1 年齢別 健康相談・健康教育実施回数と参加者数

		65歳未満		65歳以上	
健康 相談	R4	0回	0人	0回	0人
	R3	0回	0人	5回	9人
	R2	0回	0人	4回	37人
	R1	6回	8人	21回	369人
健康 教育	R4	2回	3人	8回	216人
	R3	1回	3人	5回	99人
	R2	0回	0人	4回	63人
	R1	9回	35人	28回	710人

<健康教育内容>

フレイル予防に関する各種健康教育

テーマ：フレイル予防！～みんなで楽しく学ぼう～

①フレイルは予防・改善できる！

（保健師約 10分）

②バランスの良い食事について

（栄養士約 20分）

③お口の健康について（歯科衛生士 約20分）

<健康相談内容>

- ・フレイルチェック問診票による簡易的なフレイルチェック

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和4年度は個別対応（血圧測定・保健師・歯科衛生士・栄養士との個別相談等）は実施なし。

(2) 結果及び考察

新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として依頼数は少ないが令和3年度より増加し、実施回数8回、参加人数219名であった（中止になったサロン数：1回）。

フレイルチェック問診票を行った149名のうち、7名（運動6名、認知1名）がフレイル疑い対象者となった。運動該当者には健康教室後にフレイルチェック（深堀チェック）の案内を郵送し、6人中5人からフレイルチェックの申込みがあった。申込みのなかった者も他で定期的に体操を実施しており、認知機能で該当した者もすでに介護保険サービスを利用して積極的な支援が必要な者はいなかった。

新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきており、その影響により食事の偏りや運動不足、人との関わりの減少など、高齢者のフレイルの進行が懸念される。

本サロンや長寿会などの活動は、活動自体が貴重なフレイル予防の機会となるため、実技を取り入れながら楽しくフレイル予防について学べるように、依頼に対応していく。

(3) 令和5年度計画

健康教育の内容は、引き続き「フレイル予防」とし、「健康寿命をのばすためにフレイルを予防しましょう」をテーマに“フレイルは予防・改善できる”について簡単に分かりやすく実施する。アイスブレイクとして認知症予防のためのコグニサイズを講話に組み込み、家でもできる簡単なものを紹介する。希望があれば“バランスの良い食事・栄養について”“おくちの健康（口腔体操）”について各専門職が実施する。フレイルチェック（イレブンチェック）については全会場で実施する。

フレイルサポーターの協力によるフレイルチェック（深堀チェック）の依頼があった際は、高齢者支援課が実施する。

1 目的

健康増進法及び地域保健法等に基づき、市民の心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康の保持及び増進や、健康に関する知識を普及啓発するため、市民集団または特定集団に対して実施する。

なお、出前講座の申込受付・とりまとめについては生涯学習課が行い、生涯学習課から依頼を受けて教育・指導を実施する。

2 事業内容等(1) 実施状況

表 14-1 健康教育・衛生教育・職員出前講座実施結果（回数、人数はそれぞれ延べ数）

	保健師 (看護職含む)		歯科		栄養		その他 (健康生活推進員)		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
母子	57	1,464	100	7,716	10	152	0	0	167	9,332
成人・高齢者	38	607	9	198	22	544	22	541	91	1,890

表 14-2 出前講座周知内容

対象者	市内に在住、在勤または在学している 10 名以上で構成された団体
周知方法	市公式ウェブサイト及び広報に掲載
開講日時	年末年始を除く 10 時から 21 時まで（土・日・祝は 10 時から 17 時まで）
料金	無料
申込方法	原則として 20 日前までに申込依頼する
テーマ	1) 早期発見が大切です～もばらの健（検）診～ 2) ロコモティブシンドローム「運動機能低下症候群」について 3) 歯の健康塾 4) 健康な食生活の見直し 5) 大切な人の悩みに気づいてください～あなたも今日からゲートキーパー～ 6) 受動喫煙の害を知ろう！ 7) 生活習慣病を知ろう！ 8) 思春期のこころとからだ 9) 女性の健康について 10) 子どもの健康について 11) 母乳とミルク栄養について 12) がん予防とがん検診について (R4.6 更新)

表 14-3 出前講座等、講演依頼実施結果（母子保健）（単位：人）

	団体名	テーマ	スタッフ	参加人数
1	茂原小学校	「小児生活習慣病ってなあに？」 「小児生活習慣病にならないために」	保健師：2 栄養士：2	46
2	杉の子保育園	歯の健康教育	歯科衛生士：2	4
3	キッズ・ラボ	乳幼児がいるご家庭の災害時の備えについて	保健師：2	12
4	五郷福祉センター すくすくベビー	子どもの食生活と栄養	栄養士：2	15
5	もばぴよ	歯の健康塾	歯科衛生士：1	10
計				87

表 14-4 出前講座等、講演依頼実施結果（成人保健等）（単位：人）

	団体名	テーマ	スタッフ	参加人数
1	ふれあいの会	健康な食生活の見直し	栄養士：3	15
2	東部小学校 家庭教育学級	新型コロナに負けない！ ～今だからこそ摂りたい栄養素とは？～	栄養士：1	25
3	更生保護女性会	ゲートキーパー	保健師：1	12
4	高齢者支援課 地域包括支援室	フレイル予防(栄養・歯科)	栄養士：1	16
5	中央地区 社会福祉協議会	健康体操	歯科衛生士：2	70
6	早野中学校	職業人講話(歯科衛生士)	保健師：2	11
7	本納中学校	キャリア教育「職業人に学ぶ」講話(保健師)	歯科衛生士：1	21
				計 170

表 14-5 出前講座等、講演依頼実績

	H30		R1		R2		R3		R4	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
母子保健	9	250	7	126	6	117	6	113	5	87
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
成人保健	17	587	10	424	7	220	8	163	7	170
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
計	26	837	17	550	13	337	14	276	12	257
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人

(2) 結果及び考察

令和4年度も新型コロナウイルスの影響により依然として、健康教育・出前講座の実施回数・参加人数ともコロナ前よりも少ない傾向にあった。

母子保健は、乳幼児期の子どもを育てるグループからの依頼が多いため、離乳食と乳幼児の口腔ケアについてのテーマ、成人保健は、長寿会やいきいきサロンといった高齢者が集う教室からの依頼が多いため、フレイル予防についてのテーマの希望が、それぞれ多かった。

(3) 令和5年度計画

令和4年度に引き続き、出前講座等の講演依頼については、市民からの要望に応じたテーマで柔軟に対応していく。

(15)

自殺対策強化事業

1 目的

自殺対策基本法（平成 28 年改正）に基づき、市民一人ひとりが、自殺を予防するための行動ができるよう、自殺対策に関する知識の普及啓発をし、自殺による死亡者数を減少させる。

また、支援の必要な市民に対し、適切な対応ができるための情報提供や相談支援体制整備をする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

表 15-1 自殺対策強化事業一覧

事業	内容	実施状況
こころの健康相談	臨床心理士による個別相談により、様々な悩みに対し助言・情報提供をし、医療や福祉等の関係機関に相談を紹介した。	11回 相談者：30人
ゲートキーパー養成講座	職員、及び市民対象に、自殺対策に関する知識の普及、支援の必要な人への適切な対応について講座を開催した。	職員向け：1回（24人） 出前講座：1回（12人）
産後うつ啓発	乳幼児家庭訪問事業にて、産後うつに関するチラシを配布し、指導員より保健指導を実施。	352件
メンタルヘルス啓発	職員健診において、メンタルヘルスに関するリーフレットを配布した。	配布数：518部
若者の自殺予防啓発	小中学生を対象にした思春期保健教育の際に、自殺予防に関するリーフレットを配布した。	配布数：681部
	新人職員に対しメンタルヘルスに関する健康教育を実施した。	1回 受講者：18人
自殺予防に関する啓発と周知	広報もばらに「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」に関することと自殺予防についての記事を掲載した。	広報9月1日号、 3月1日号に記事掲載
	市の公式ウェブサイトにメンタルヘルスに関する情報や相談機関を掲載した。	通年で掲載
	自殺予防のポスター掲示、啓発等のパンフレットを窓口にて配布した。	ポスター掲示 パンフレット窓口配布
地域におけるネットワークの強化	社会福祉課主催の自立支援調整会議に参加し、生活困窮者等の支援ケースについて把握し、適宜連携支援を図った。	偶数月開催

(2) 結果及び考察

<結果>

表 15-2 自殺死亡率（自殺者数）統計 ※自殺死亡率は、1月1日現在の人口10万に対する率で計算

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	16.5% (20,840人)	15.7% (19,974人)	16.4% (20,907人)	16.4% (20,820人)	17.2% (21,584人)
千葉県	16.3% (1,017人)	15.4% (970人)	16.1% (1,023人)	14.9% (942人)	15.7% (994人)
茂原市	16.6% (15人)	21.2% (19人)	16.8% (15人)	12.5% (11人)	23.9% (21人)

本市の令和4年の自殺者数は21人であり、自殺死亡率は23.9である。全国、千葉県とも令和4年は自殺者数が増加し、茂原市も同様増加となり、過去5年間と比較しても最多自殺者数となった。

自殺対策強化事業全般について、当初計画に挙げていた事業は概ね滞りなく実施できた。

「こころの健康相談」については、全年齢を対象に11回実施され（1回は相談員の都合により中止）で、利用人数は30人であり、昨年度と比べ8人増加した。また、若年層の相談も昨年から4人増加した。相談内容としては家庭問題が最も多く、健康問題、学校問題となっている。

若年層対策として、赤ちゃん訪問（産後うつ啓発）や、思春期保健教室（若者の自殺予防啓発）では、リーフレットを活用して、自殺予防の啓発活動を実施した。職員に対してのメンタルヘルス啓発については、職員定期健診の際に職員課職員よりパンフレットを手渡しした。また、新人職員対象に職員課主催の「メンタルヘルス研修」、市内小中学生の保護者対象に「思春期の育ちを支えるセミナー」を実施した。「思春期の育ちを支えるセミナー」については、今年度対面形式（講演会）で実施したが、昨年度と同様、集客が難しかった。

＜考察＞

「こころの健康相談」については、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたこともあってか、昨年度と比べ利用者数が増加し、また若年層での利用者数も増加した。若年層で特に思春期相談については、長期休暇期間中である7月や12月、3月の利用者が多く、夏休み・冬休み前に小中学校に配布した本相談の周知チラシによって一定の効果があったと考えられる。本相談を知ったきっかけとしては、電話・窓口相談時からの紹介が最も多いことから、今後も市民対応の多い課・職員に対して自殺対策強化事業の周知を図り、各種相談に繋げられるようにしていく必要がある。

「ゲートキーパー養成講座」は、職員研修の一環として平成28年度から実施しており、今年度で7年目となる（令和2年度はコロナで中止）。実施前に、職員課と内容や対象を話し合った上で実施でき、ターゲットや目的をより明確にした上で実施することができた。また、出前講座として1団体から依頼があり民生委員も含む更生保護女性会の方を対象に実施でき、地域におけるゲートキーパー養成のための貴重な機会であったと考える。国は新型コロナの影響などで生活環境等の状況が悪化した女性と子ども・若者への支援強化を打ち出しており、ゲートキーパーの養成を強化するとしているため、本市においても職員はもちろんのこと、女性や子どもと関わる機会のある民生委員、主任児童委員、保育士、教員等を対象に積極的に実施していく必要がある。

「思春期の育ちを支えるセミナー」については2年連続で実施したが、セミナー形式では新型コロナウイルス感染症の影響もあり集客が難しく非効率であった。そのため、現在実施している小中学生対象の思春期保健教室時における自殺予防啓発・SOSの出し方教育をさらに充実させながら実施していく（令和5年度は中学校全校実施予定）。

（3）令和5年度計画

次の自殺対策の基本施策1～5を実施する。

1. 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

生活困窮者等の支援が必要な市民に対し、社会福祉課主催で隔月開催予定の自立支援調整会議において、関係機関の実務者間での情報共有及び連携体制を強化する。また、第2次茂原市健康増進・食育推進・自殺対策計画の策定に向けて、関係各課で実施している事業の位置づけや関連性等を整理し、必要に応じて協議していく。

2. 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

「ゲートキーパー養成講座」を市職員や民生委員・主任児童委員等を対象に実施し、自殺対策について理解を深める。支援が必要な市民に気付き、傾聴し、適切な機関に確実に繋げる人材養成を図る。

3. 基本施策 3 住民への啓発と周知

小中学生の思春期保健教室にて若者の自殺予防啓発を、また赤ちゃん訪問事業にて産後うつ啓発を行う。9月の自殺対策週間、3月の自殺対策強化月間に合わせ広報やインターネット媒体も活用しながら周知啓発活動を行う。

4. 基本施策 4 生きることの促進要因への支援

臨床心理士による、全ての年齢を対象としたメンタルヘルスを支える「こころの健康相談」を年12回実施する（うち、若年層分として3回実施する）。

5. 基本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

SOSの出し方教育として、思春期保健教育時に「困難やストレスに直面した生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことができるよう意識啓発を実施する。

1 目的

喫煙が健康に及ぼす影響について、正しい知識を習得するため、あらゆる機会を通じて啓発するとともに、県や関係機関と協力して受動喫煙防止対策に取り組む。また、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行に伴い、望まない受動喫煙の防止を図るために措置等が順守されるよう、関係者への周知徹底を図る。

2 事業内容等

(1) 実施状況

啓発活動・周知活動：

- ①「世界禁煙デー（5月31日）」に合わせて、庁内西側の喫煙所にて世界禁煙デーのポスター掲示及び、市役所庁舎1階ロビー、茂原市保健センター、本納公民館にてパンフレットの設置、パネルの展示、広報・市公式ウェブサイトにて喫煙による健康被害について知識の普及や意識啓発を実施。
- ②各種健康診査（検診）事業時に、禁煙啓発のためのティッシュ・カイロなどを配布。
- ③妊娠届時に喫煙や受動喫煙の状況について聞き取りを行い、適宜、保健指導等を実施。
- ④禁煙相談及び禁煙外来の問い合わせ対応を実施。
- ⑤健幸フライデー（あたまメニュー）にて受動喫煙予防の講話を実施。
- ⑥各公共機関（市内小中学校、学童施設、福祉センター等）の受動喫煙対策状況を把握。

(2) 結果及び考察

<結果>

「世界禁煙デー」「禁煙週間」にあわせた集中的な取組み、及び健康診査・各種検診等の様々な機会を通じて意識啓発を行った。

各施設の管轄課及び公民館、福祉センター等（第一種施設）の喫煙所設置調査実施した結果、表16-1の通りであった。

表16-1 第一種施設の喫煙所設置調査結果（令和4年度5月実施）

施設	実数	敷地内禁煙	屋内禁煙
市町村庁舎（市役所、本納支所、保健センター）	3	2	1
学校（小、中、高等学校）	20	20	0
保育所、児童館	6	6	0
その他公共施設（公民館、体育館、図書館等）	10	10	0
計	39	38	1

<考察>

（評価）：令和3年度から継続して市内公共施設に対し受動喫煙対策実施状況を調査し、啓発を行った結果、中学校で喫煙所が撤去される等「敷地内禁煙」になった施設が増加した。「屋内禁煙」である施設は市役所のみとなった。啓発活動については、ポケットティッシュやカイロを各種健診・検診や窓口等で配布を実施した。次年度以降は啓発活動に更なる工夫を加え、啓発の幅を広げていく必要がある。

（考察）：第一種施設である市役所を敷地内禁煙に向けて活動を行っていく必要がある。

(3) 令和5年度計画

- ①各種健診・検診、市公式ウェブサイト・広報にて禁煙・受動喫煙対策活動を行っていく（活動場所は、市役所、保健センター）。
- ②世界禁煙デー・禁煙週間において、喫煙による健康被害等受動喫煙予防の啓発を実施。
- ③各相談事業や乳児健診、母子健康手帳発行時において、家庭内に喫煙者がいた場合、喫煙者を含めた家族の健康被害について、また喫煙が SIDS のハイリスク因子となることを説明し、指導を行う。
- ④喫煙は口腔がんのリスクを上げるため、モーバとラッシーを活用した口腔と関連した啓発活動や PR 動画を作成し、市公式ウェブサイトに掲載し啓発の幅を増やす。
- ⑤健康管理課独自の受動喫煙防止キャラクターを考案、活用し、受動喫煙予防の活動に寄与する。

1 目的

平成元年から 2020 運動が推進されて以降、自分の歯の保存に関心を示すようになり、自分の歯を保っている人の割合は大幅に増加しているものの、歯周病に対する関心は必ずしも高いとはいえないため、歯周病の正しい知識の普及は重要である。

また、糖尿病などの全身疾患や喫煙が歯周病と大きく関わってくることについて、検診を通して積極的に情報提供していく。

2 事業内容等

(1) 実施状況

対 象：40・45・50・55・60・65・70・75・80 歳

実施回数：年 3 回（6 月・10 月・2 月実施）

内 容：歯科医師による口腔内検診、歯周組織の状況、歯科衛生士による個別歯みがき指導、歯科保健指導

(2) 結果及び考察

受診者：93 名（男 29 名・女 64 名）

表 17-1 受診者の年齢内訳（単位：人）

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代
受診者数	1	2	26	15	26	22	1

表 17-2 判定結果（単位：人 括弧内：割合）

異常なし	要指導	要精検
33 (35.5%)	18 (19.4%)	42 (45.2%)

- マスクを外す時間を減らすために 6 月、10 月は歯肉潜血テスト、歯みがきの実習は行わなかつたが、2 月は歯肉潜血テストを実施し、検査結果を目視できるようにした。
- 個別ブラッシング指導については受診者の口腔内では行わず、顎模型を使用して実施した。
- 受診者数は前年度（令和 3 年度：71 名（男 16 名・女 55 名））と比較し増加した。
- 受診者は 40 代、60 代、70 代が多かった。健康増進法に係る節目年齢の受診者は、40 歳 20 名、50 歳 5 名、60 歳 4 名、70 歳 10 名であった。
- 判定結果では、要精検が 45.2% で前年度（令和 3 年度：32.4%）と比較すると増加した。内訳は、むし歯によるものが多く、次いで歯周病だった。
- 要精検者には受診勧奨はがきを渡し、19 名からの返信があった。

(3) 令和 5 年度計画

年 3 回（6 月、10 月、2 月）実施する。広報、自治会回覧、他検診でのチラシ同封、SNS 等で周知を図る。また、歯周病についての動画配信を PR していく（図 17-1）。

* 市公式ウェブサイトおよび YouTube にて配信



図 17-1



1 目的

在宅で寝たきり、又は外出困難などで歯科医院に通院することが困難な市民に対し、歯科健診を通して、口腔機能の向上が図れるよう支援する。また、口腔ケア等歯科保健指導を実施することにより、口腔内の衛生状態を改善し、全身的な機能の向上を図り、重症化を予防する。茂原市長生郡歯科医師会や他職種と連携を図りながら積極的に勧める。

2 事業内容等

(1) 実施状況

対象者：①65歳以上の寝たきり者

(介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている人と施設入居者は除く)

②障害等により外出困難な人で、市長が必要と認めた人

内 容：歯科医師による口腔内診査、口腔及び義歯清掃、歯周疾患、むし歯に対する応急処置

表 18-1 利用者数の年次推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	5人	6人	2人	4人

(2) 結果及び考察

歯科医師による診察は4人に実施した。歯科衛生士による歯科保健指導は事前・事後訪問延べ5人に実施した。

表 18-2 利用者の年齢区分

年齢区分	40歳未満	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
実施人数	0人	0人	0人	0人	0人	4人	0人	4人

・利用者主訴（複数該当有り）

歯牙に関する事：1人 歯肉に関する事：0人 入れ歯に関する事：3人

摂食に関する事：0人 その他：1人

・利用者判定結果（複数該当有り）

要治療：3人 要指導：1人 処置不要：0人

・結果内訳（複数該当有り）

むし歯：1人 義歯：4人 歯周疾患：3人 咬合：1人 その他：1人

利用者は横ばい状態である。

(3) 令和5年度計画

広報等を通して周知に努める。緊急の処置が必要な者については、訪問診療が可能な歯科医院を紹介する等対応していく。

（歯科医師訪問予定 8人、歯科衛生士訪問予定 8人）

1 目的

市民が健康で明るく生き生きと暮らすことができるよう、行政と協働して健康の維持、増進に関する活動に寄与することを目的とする。

2 目標及び実施状況

(1) 実施状況

表 19-1 令和 4 年度研修会及び活動の状況

項目	内容	回数	人数
中央研修会	(書面決議)総会	計 11 回	324 人
	普及活動について		
	健康もばら 21 の推進について		
	ウォーキング教室の開催方法		
	エクササイズとコグニサイズ		
	ノルディックウォーク		
	郷土料理の伝承～太巻き寿司～		
	令和 4 年度の活動振り返りと令和 5 年度計画について		
	ちばの魚～魚の捌き方～		
	高血圧について		
推進員活動についてグループワーク			
自主研修会	ポールウォーキング自主研修会	計 4 回	52 人
市民向け普及活動	栄養に関する講話および運動教室	計 22 回	541 人
委員会活動	レシピ委員会※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	計 0 回	0 人
	広報委員会	計 7 回	9 人
	事業委員会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	計 0 回	0 人
	ウォーキング委員会	計 19 回	100 人
広報掲載活動	広報 15 日号の「推進員さんのおすすめ今夜のおかず」を輪番制で担当し、掲載	計 14 回	14 人

7 班 38 人 任期 3 年 3 年目

人数は、推進員人數 + 参加者数

表 19-2 令和 4 年度外部研修会への参加状況

項目	回数	人数
健康づくり関連事業	3 回	7 人

(2) 結果及び考察

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染者数が拡大傾向にあった 7 月と 8 月の普及活動を中止したが、年間通して概ね計画した活動を行う事が出来た。中央研修会は、感染者数の動向により前半に運動研修、後半にかけて調理の研修（試食を伴わない）を計画し、実施した。普及活動の食育料理教室は、数年ぶりに感染症対策を行いながら開催し、推進員からは充実した活動が出来たとの意見が得られた。ウォーキング教室等は、広報誌で募集を行うと早期に定員に達し、参加者もコロナ禍であるからこそ運動習慣を意識している様子が見られた。

デジタルコンテンツを利用した活動は、料理レシピサイト「クックパット」に季節の食材を使った料理や減塩、糖尿病予防等のレシピを掲載した。また、茂原市市制施行 70 周年を記念し、今夜のおかずを 1 冊にまとめたレシピ集を発行し、市内関係機関に配布を行うなど幅広い世代に食育活動を展開する事が出来た。結果的に、昨年度より多くの事業を実施し、知識の習得と普及に取り組むことが出来た。

(3) 令和5年度計画

「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を個人から家族へ、家族から地域へ広めるとともに、地域に即した普及活動を自主的に行えるよう支援を継続する。コロナ禍を経験し、活動の在り方を見直した結果、会則を変更し、時代に即した活動を展開していく。

茂原市の健康課題を理解し、茂原市健康増進・食育推進計画の行動目標を実践で出来るよう正しい知識を市民へ普及していく。

具体的な活動は、減塩、糖尿病予防のための食生活等の普及と地産地消の推進、ライフステージに応じた食育、生活習慣病予防に効果的な運動習慣の定着を図るためのウォーキング教室及び運動教室を開催する。

3年任期の初年度となるので、推進員の育成と自主的な活動を支援し、地域の健康づくりに貢献できるように働きかける。

表 19-3 令和5年度研修会及び活動の予定

項目	内容	回数
中央研修会	総会、健康もばら21について	計6回
	糖尿病予防のための食事 調理実習	
	ウォーキングの基本と筋トレ	
	ポールを使ったストレッチとノルディックウォーク	
	だしと減塩調理実習	
	活動振り返り	
市民向け普及活動	健康づくり料理教室、食育教室等	計8回
	ウォーキング教室	
	室内運動教室	
広報掲載活動	広報15日号の「推進員さんのおすすめ今夜のおかず」を輪番制で担当し、掲載する。	年12回
	健康生活推進員コーナー	

4班 35人 任期3年1年目

(20)	骨髓移植ドナー支援事業						
1 目的							
公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髓・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の増加や提供しやすい環境の推進を図るため、ドナー及びドナーが従事する国内の事業所に助成金を交付する。							
2 事業内容等							
(1) 実施状況							
表 20-1 助成額							
<table border="1"> <tr> <td>助成額</td> <td>ドナー本人</td> <td>通院・入院1日につき20,000円(140,000円上限)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドナーが従事する事業所</td> <td>ドナー休暇1日につき10,000円(ドナー1人につき70,000円上限)</td> </tr> </table>		助成額	ドナー本人	通院・入院1日につき20,000円(140,000円上限)		ドナーが従事する事業所	ドナー休暇1日につき10,000円(ドナー1人につき70,000円上限)
助成額	ドナー本人	通院・入院1日につき20,000円(140,000円上限)					
	ドナーが従事する事業所	ドナー休暇1日につき10,000円(ドナー1人につき70,000円上限)					
(2) 結果及び考察							
令和4年度 実績1件 骨髓バンク事業および制度について知る機会を設け、制度への理解を深めてもらえるように努めしていく必要があると考える。							
(3) 令和5年度計画							
制度について、引き続き広報や市公式ウェブサイト等で周知を図る。							

(21)

窓口相談・電話相談・家庭訪問

1 目的

健康増進法に基づき、健康に関するあらゆる相談について、保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士等が、電話・訪問・面接にて対応する。

2 事業内容等

(1) 実施状況

健康管理課、保健センターの開庁日 月～金曜日に窓口相談、電話相談、家庭訪問を実施

表 21-1 令和4年度(各項目右列)保健師・助産師相談件数ならびに直近2年推移
(書式:千葉県保健師活動月報) (単位:件・延べ)

区分 年度	電話			面接			訪問		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
感染症	2	20	1	1	3	2	0	1	5
結核	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神保健	306	258	207	69	67	70	106	80	43
難病	3	4	1	1	8	3	0	1	0
生活習慣病	411	92	117	40	33	19	36	14	19
妊婦(妊娠届出面接数含)	171	183	234	438	473	508	79	30	34
産婦(赤ちゃん訪問数含)	114	280	233	17	310	302	154	176	134
新生児(赤ちゃん訪問数含)	18	23	15	1	3	3	40	82	54
未熟児(赤ちゃん訪問数含)	4	6	9	0	0	1	2	8	21
乳児(赤ちゃん訪問数含)	267	161	235	225	358	313	265	125	73
幼児	628	424	335	210	247	190	201	179	134
母子その他 (赤ちゃん訪問数含)	190	222	243	54	151	194	131	131	109
その他の疾患	7	27	41	3	23	28	7	10	5
その他	39	146	41	10	94	21	4	6	20
介護保険	0	3	5	0	0	1	0	0	0
特定保健指導	0	31	0	0	15	4	0	0	0
合計	2,160	1,880	1,717	1,069	1,783	1,659	1,025	843	651

表 21-2 歯科衛生士相談総数経年比較 (単位:件・延べ)

	R2			R3			R4		
	母子	成人	高齢者	母子	成人	高齢者	母子	成人	高齢者
電話	14	6	5	11	4	11	5	4	13
面接	26	4	2	34	0	8	27	1	2
訪問	3	0	0	2	0	0	2	0	0

表 21-3 栄養士相談総数経年比較 (単位:件・延べ)

	R2			R3			R4		
	母子	成人	高齢者	母子	成人	高齢者	母子	成人	高齢者
電話	37	6	16	35	3	9	37	4	13
面接	104	35	14	148	32	14	136	23	30
訪問	17	4	5	17	0	0	21	0	4

(2) 結果及び考察

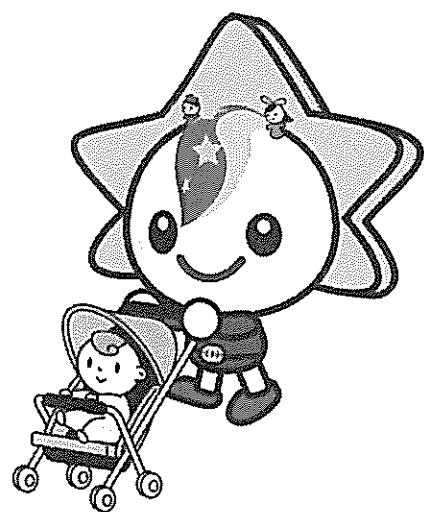
- ①保健師電話相談：成人保健事例では、各健（検）診事後の重症化予防や、精密検査対象者への医療機関受診勧奨等、事後フォローに力を入れたため、前年度と比べ相談件数が増加した。母子保健事例では、妊娠婦及び乳幼児におけるケース対応が非常に多く、その中でも精神疾患をもつ保護者からの相談が多い。ハイリスクの保護者への対応も増加している。子の虐待に繋がる恐れもあるため、頻回かつ慎重な対応を実施している。また、授乳に関連した助産師への相談件数も増加している。
- ②保健師面接相談：母子保健事例は、令和2年度は保健センターの一時休館に伴う面接数の減少が見られたが、令和3年度は通常開館していたことに加え、助産師を2名に増員したことでの相談対応件数が増加傾向にあった。令和3年度と比較すると横ばいであるが、その背景には出生数の減少も考えられる。
- ③保健師訪問相談：母子保健事例は、幼児・新生児・妊娠訪問はいずれも例年より減少したが、要保護児童や特定妊娠、ハイリスク妊娠に対するフォローが大半である。また、電話相談同様、精神疾患を持つ保護者のフォローをする家庭の支援も多かった。成人保健事例は、例年同様に健（検）診受診後に医療機関受診が必要な方や、重症化予防対象者へのアプローチや、後期高齢者健診事後のフォロー事例が多かった。
- ④歯科衛生士相談：乳幼児の相談が多く、成人の相談では、治療内容についての相談が多かった。
- ⑤栄養士相談：母子栄養は、集団での指導を行えなかつたため、希望者に個別指導を行った。成人栄養では、健診後の食生活の確認の場としても活用されている。

(3) 令和5年度計画

令和4年度と同様に実施する。

- ①母子保健事業：子どもの健やかな成長や、児童虐待やDVを予防するための「妊娠期からの切れ目のない支援」を念頭に、他課と連携を図りながら相談を実施する。また母子保健の対応においてツールとなる予防接種は、接種勧奨を行い、適切な時期での接種を勧める。
- ②成人保健事業：健（検）診事後フォローに重点を置き、疾病の早期発見と重症化予防に努め、市民の更なる健康行動を促すべく支援していく。
- ③歯科保健事業：ライフステージ毎の相談にタイムリーに対応し、各事業とのコラボレーションを積極的に企画する。
- ④栄養事業：母子栄養は、食生活の基礎が確立される時期に、正しい食事のマナーや食習慣を養い、規則正しい生活が身につくよう、指導を強化する。成人栄養は、健診事後指導特に糖尿病性腎症重症化予防事業に積極的に関わり、継続的な支援を含めた市民の食生活改善の場の提供に努める。

2 – 3 予防接種事業



(1)

乳幼児・学童の予防接種事業

1 目的

予防接種は、人の免疫のしくみを利用し、感染症の予防に有効であると確認されたワクチンを接種することによって、病気に対する抵抗力（免疫）を高め、感染予防、重症化予防、感染症の蔓延予防等を目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされており、対象疾病、対象者及び接種期間などが定められている。接種方法は、契約医療機関で実施する個別接種となっている。

定期の予防接種では、市の予診票を用いて接種することで保護者の費用負担はない。

なお、定期のA類疾病の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないこととされている。

表 1-1 定期 A類疾病に対する接種実績（単位：人）

ワクチン種類 (対象者)	令和 2 年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和 3 年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和 4 年度 接種者数／対象者数 (接種率%)
B C G (1歳未満)	466／488 (95.5%)	415／440 (94.3%)	436／433 (100.7%)
不活化ポリオ (7歳 6か月未満)	0／1,960 (0.0%)	0／1,824 (0.0%)	0／1,712 (0.0%)
1回目	0／490 (0.0%)	0／456 (0.0%)	0／428 (0.0%)
2回目	0／490 (0.0%)	0／456 (0.0%)	0／428 (0.0%)
3回目	0／490 (0.0%)	0／456 (0.0%)	0／428 (0.0%)
追加	0／490 (0.0%)	0／456 (0.0%)	0／428 (0.0%)
D P T - I P V (7歳 6か月未満)	1,897／1,960 (96.8%)	1,734／1,824 (95.1%)	1,678／1,712 (98.0%)
1回目	456／490 (93.1%)	434／456 (95.2%)	427／428 (99.8%)
2回目	459／490 (93.7%)	424／456 (93.0%)	430／428 (100.5%)
3回目	455／490 (92.9%)	424／456 (93.0%)	428／428 (100.0%)
追加	527／490 (107.6%)	452／456 (99.1%)	393／428 (91.8%)
D T 第 2 期 (小学校 6年生)	869／699 (124.3%)	491／691 (71.1%)	506／663 (76.3%)
日本脳炎 (7歳 6か月未満)	2,200／2,228 (98.7%)	1,624／2,283 (71.1%)	2,066／2,097 (98.5%)
第 1 期	1回目	575／557 (103.2%)	433／530 (81.7%)
	2回目	571／557 (102.5%)	445／530 (84.0%)
	追加	626／557 (112.4%)	397／545 (72.8%)
第 2 期		428／557 (76.8%)	349／678 (51.5%)
			760／617 (123.2%)

ワクチン種類 (対象者)		令和2年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和3年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和4年度 接種者数／対象者数 (接種率%)
日本脳炎 (特例対象者)		555／756 (73.4%)	187／756 (24.7%)	173／720 (24.0%)
第1期	1回目	32／不明 (不明)	15／不明 (不明)	18／不明 (不明)
	2回目	35／不明 (不明)	18／不明 (不明)	18／不明 (不明)
	追加	95／不明 (不明)	28／不明 (不明)	29／不明 (不明)
第2期		393／不明 (不明)	126／不明 (不明)	108／不明 (不明)
MR 麻しん風しん混合		982／1,115 (88.1%)	1,015／1,054 (96.3%)	895／952 (94.0%)
第1期(1歳児)		468／495 (94.5%)	451／502 (89.8%)	413／410 (100.7%)
第2期(年長児)		514／620 (82.9%)	564／552 (102.2%)	482／542 (88.9%)
子宮頸がん予防 (中学1年生～高校1年生)		116／948 (12.2%)	219／1,014 (21.6%)	491／951 (51.6%)
子宮頸がん予防 (キャッチアップ)				570／8,664 (6.6%)
ヒブ (5歳未満)		1,891／1,952 (96.9%)	1,760／1,760 (100.0%)	1,684／1,732 (97.2%)
2～6か月 開始	1回目	461／488 (94.5%)	435／440 (98.9%)	422／433 (97.5%)
	2回目	460／488 (94.3%)	427／440 (97.0%)	427／433 (98.6%)
	3回目	459／488 (94.1%)	427／440 (97.0%)	425／433 (98.2%)
	追加	508／488 (104.1%)	468／440 (106.4%)	404／433 (93.3%)
7～11か月 開始	1回目	2／488 (0.4%)	1／440 (0.2%)	2／433 (0.5%)
	2回目	1／488 (0.2%)	1／440 (0.2%)	2／433 (0.5%)
	追加	0／488 (0.0%)	0／440 (0.0%)	1／433 (0.2%)
1～4歳 開始	1回	0／488 (0.0%)	1／440 (0.2%)	1／433 (0.2%)
小児肺炎球菌 (5歳未満)		1,871／1,952 (95.9%)	1,759／1,760 (99.9%)	1,693／1,732 (97.7%)
2～6か月 開始	1回目	461／488 (94.5%)	433／440 (98.4%)	424／433 (97.9%)
	2回目	454／488 (93.0%)	429／440 (97.5%)	428／433 (98.8%)
	3回目	455／488 (93.2%)	429／440 (97.5%)	429／433 (99.1%)
	追加	497／488 (101.8%)	464／440 (105.5%)	405／433 (93.5%)
7～11か月 開始	1回目	2／488 (0.4%)	1／440 (0.2%)	2／433 (0.5%)
	2回目	1／488 (0.2%)	1／440 (0.2%)	2／433 (0.5%)
	追加	0／488 (0.0%)	1／440 (0.2%)	1／433 (0.2%)
1歳開始	1回目	0／488 (0.0%)	1／440 (0.2%)	1／433 (0.2%)
	2回目	0／488 (0.0%)	0／440 (0.0%)	1／433 (0.2%)
2～4歳 開始	1回	1／488 (0.2%)	0／440 (0.0%)	0／433 (0.0%)

ワクチン種類 (対象者)	令和2年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和3年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和4年度 接種者数／対象者数 (接種率%)
B型肝炎 (1歳未満)	1,369／1,464 (93.5%)	1,269／1,320 (96.1%)	1,266／1,299 (97.5%)
1回目	454／488 (93.0%)	429／440 (97.5%)	422／433 (97.5%)
2回目	456／488 (93.4%)	420／440 (95.5%)	423／433 (97.7%)
3回目	459／488 (94.1%)	420／440 (95.5%)	421／433 (97.2%)
水痘	973／990 (98.3%)	886／1,004 (88.2%)	765／820 (93.3%)
1～3歳 未満	1回目 483／495 (97.6%)	449／502 (89.4%)	417／410 (101.7%)
	2回目 490／495 (99.0%)	437／502 (87.1%)	348／410 (84.9%)
ロタウイルスワクチン			
ロタリックス (出生6週～14週6日)	331／654 (50.6%)	671／880 (76.3%)	652／866 (75.3%)
1回目	180／327 (55.0%)	339／440 (77.0%)	328／433 (75.8%)
2回目	151／327 (46.2%)	332／440 (75.5%)	324／433 (74.8%)
ロタテック (出生6週～32週0日)	117／981 (11.9%)	249／1,320 (18.9%)	261／1,299 (20.1%)
1回目	51／327 (15.6%)	80／440 (18.2%)	86／433 (19.9%)
2回目	39／327 (11.9%)	83／440 (18.9%)	89／433 (20.6%)
3回目	27／327 (8.3%)	86／440 (19.5%)	86／433 (19.9%)

※対象者：標準的な接種期間(定期接種実施要領 厚生労働省健康局長通知)により、市町村に対する技術的助言として定められている)にある人数
 接種者：当年度に接種を実施した人数
 標準的な接種期間を超えて接種している人がいる場合、実施率が100%を超える場合がある。

(2)結果及び考察

日本脳炎は、平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨が差し控えられ、現在は接種を受ける機会を逃した方を「特例対象者」として、接種期間を延長した措置が取られたことにより、対象者数が多くなっている。令和3年1月からワクチンの製造が一時停止したことでワクチン不足となり、第1期追加及び第2期は接種の差し控えの対応を求められたことで接種率が下がっていた。令和4年度からワクチンの供給が十分確保されたことで、接種率が向上している。

ロタウイルスワクチンは、令和2年10月から定期接種化され、対象者には希望調査により2種類のワクチン（ロタリックス、ロタテック）から選択したうえで接種する。希望調査の回答を忘れてしまう保護者もいるが、電話等で接種希望を確認することで、接種率の向上につながっている。

子宮頸がん予防は、ワクチン接種後の副反応の詳細が明らかになるまで強く勧奨することを一時中止していたが、令和4年4月から積極的勧奨が再開され、接種率が向上している。

また、積極的な勧奨の差し控えにより、接種期間を逃した方に対して公平な接種機会を確保するため、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった対象者に対し、令和7年3月までの3年間「キャッチアップ接種」として接種機会が確保された。令和5年度より9価ワクチン（シルガード9）が定期接種、キャッチアップ接種に使用できるワクチンに追加されたため、さらに接種が進むことが考えられる。

令和4年度の予防接種はおおむね95%以上の接種率となっている。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による接種控えがないように、接種勧奨の際には「予防接種は不要不急の外出に当たらない」ことの周知を行った。

また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において、個別に予防接種履歴を確認し、接種勧奨を行っている。

(3) 令和5年度計画

子宮頸がん予防は、令和5年度から9価ワクチン（シルガード9）が使用可能ワクチンに追加されたことに伴い、定期接種、キャッチャップ接種ともに接種未完了者に対し、案内文書を個別に通知している。9価ワクチンは、15歳未満で接種開始した場合は、2回で接種完了（通常は3回接種）となることや、2価・4価ワクチンから9価ワクチンへの交互接種が可能になるなど、接種が複雑化しているため、接種間違いが起きないように接種対象者へワクチンの正しい知識の普及に努める。

国の風しん追加的対策は、令和元年度に開始され、令和3年度までの実施期間となっていたが、令和4年度から3年間の事業延長が決定したため、今年で5年目となる。抗体検査未受診、予防接種未接種の対象者に対して個別に通知を行い、検査・接種勧奨を行う。同様に千葉県の風しん抗体検査事業も延長されたため、引き続き住民への周知を行う。

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において、昨年度に引き続き個別に予防接種履歴を確認し、接種勧奨を行い、予防接種の接種率向上に努める。

(2) 高齢者の予防接種事業

【インフルエンザ】

1 目的

インフルエンザは、特に高齢者や年齢を問わず、呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している患者では、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加する。

しかし、予防接種をすることで高齢者では約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があるとされている。毎年12月～3月に流行し、一旦流行が始まると短期間に拡散するため、インフルエンザの流行期に備え、個人の発症及び重症化を予防することを目的とする。

2 実施状況

(1) 実施状況

B類疾病に位置付けられ、予防接種対象者については努力義務が課されていないが、対象者は65歳以上の者、又は60歳から64歳の者であって、心臓や腎臓、呼吸器の機能障害、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するなど、厚生労働省令で定めるものとしている。

市の予診票を用いて接種することで、3,000円を上限として助成し、差額分を医療機関窓口で自己負担する。また、生活保護者は費用の全額を助成、予診のみも対象としている。

表2-1 定期B類疾病(インフルエンザ)に対する接種実績 (単位:人)

対象者	令和2年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和3年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和4年度 接種者数／対象者数 (接種率%)
60～64歳	21／21 (100%)	17／19 (89.5%)	20／20 (100.0%)
65歳以上	20,115／28,960 (69.5%)	19,009／29,431 (64.6%)	19,370／29,523 (65.6%)
合計	20,136／28,981 (69.5%)	19,026／29,450 (64.6%)	19,390／29,543 (65.6%)

(2) 結果及び考察

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によるものと想定される感染症予防に対する意識の高まりから、接種率は前年度比と同程度となっており、コロナ前と比べ接種率の高い傾向が続いている。令和4年度は、インフルエンザの定点当たりの報告数が直近2年間の同時期よりも高い水準で推移していたため、厚生労働省より費用助成期間の検討の通知がなされ、接種期間を令和5年1月31日まで延長した。

定期接種対象者へ予診票を郵送したほか、基本的な感染予防対策として、人ごみを避ける、外出時のマスク着用や帰宅時のうがい、手洗い、室内の加湿、普段から十分に休養や栄養を摂るなどの予防法を広報やポスター等でも啓発し、市民の感染症に対する意識の向上を図った。

平成27年度に、3価ワクチンから4価ワクチンになったが、接種料金の影響で接種率が下がらないように助成額を平成28年度からは3,000円を上限としている。

(3) 令和5年度計画

引き続き、予防接種対象者には個別通知を行い、広報、ポスター等で予防法を啓発していく。助成額については、引き続き3,000円を上限に実施していく。

【肺炎球菌感染症】

1 目的

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25~40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっている。平成26年10月から、予防接種法に基づき高齢者の肺炎球菌予防接種費用の助成を行い、肺炎球菌に起因する肺炎の発病及び重症化を防止し、高齢者の健康保持を図ることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施状況

予防接種法に基づく定期接種の対象者は、65歳以上で5歳刻みの者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するなどで、今までに高齢者肺炎球菌予防接種（ニューモバックス）をしたことがない者としている。予防接種法に基づかない市独自の任意接種は、65歳以上で定期接種対象者とならない者としている。

市の予診票を用いて接種することで、3,000円を上限として助成し、差額分を医療機関窓口で自己負担してもらう。また、定期接種については、生活保護者は費用の全額を助成、予診のみも対象としている。

表2-2 定期B類疾病(肺炎球菌感染症)に対する接種実績 (単位:人)

対象者	令和2年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和3年度 接種者数／対象者数 (接種率%)	令和4年度 接種者数／対象者数 (接種率%)
定期	1,002／3,648 (27.5%)	827／3,583 (23.1%)	852／3,719 (22.9%)
60～64歳	0／21 (0.0%)	0／19 (0.0%)	1／1 (100.0%)
65歳以上	1,002／3,627 (27.6%)	827／3,564 (23.2%)	851／3,718 (22.9%)
任意	288／13,138 (2.2%)	151／13,226 (1.1%)	164／12,151 (1.3%)
合計	1,290／16,786 (7.7%)	978／16,809 (5.8%)	1,016／15,870 (6.4%)

(2) 結果及び考察

定期接種の対象となる65歳以上5歳刻みの方に対しては、予診票を郵送している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行の影響により、予防意識が高まつたことから接種率が増加したが、その後は、例年と同程度の接種率で推移している。

(3) 令和5年度計画

定期予防接種については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を「特例対象者」として接種期間を延長した措置が取られていたが、国は、平成31年4月以降もさらに5年間の期間延長を決定した。また、定期接種の特例対象者の接種期間の延長を受け、任意接種についても5年間は継続することとなった。

延長期間が今年度で終了となるため、接種希望者が接種の機会を逃さないように予診票の送付時や広報、市公式ウェブサイトなどで周知を行っていく。